

第3次山梨県環境基本計画

令和6年3月策定

山 梨 県

目 次

第1章 計画策定の考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の性格・他計画等との関係	2
第4節 計画の対象	3
第5節 計画の期間	4
第6節 計画の構成	4
第2章 環境に関する状況	5
第1節 環境を取り巻く状況	5
第2節 本県の基本特性	6
第3節 本県の環境の現状	12
第4節 これまでの成果・今後の課題	26
第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像	33
第1節 計画の基本目標	33
第2節 目指す将来像	33
第3節 施策展開の考え方	35
第4章 環境の保全と創造のための施策の展開	37
第1節 地球環境の保全	38
第2節 生物多様性・自然環境の保全	42
第3節 循環型社会の形成	48
第4節 生活環境の保全	53
第5節 基盤となる施策の推進	58
第5章 重点的に取り組む施策	62
第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	63
第2節 健全な森林・豊かな緑の保全	66
第3節 持続可能な水循環社会づくり	69
第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	72
第6章 計画の推進	75
第1節 推進体制	75
第2節 計画の進行管理	77

資料編

資料編1 第3次山梨県環境基本計画 策定の経緯.....	79
資料編2 山梨県環境保全審議会 委員名簿	80
資料編3 第3次山梨県環境基本計画 環境指標一覧	81
資料編4 山梨県環境基本条例.....	86
資料編5 用語解説	94

本文中、*印のついている用語の解説については、巻末の資料5（用語解説）を御参照下さい。
(初出の語にのみ*がついています)

第1章 計画策定の考え方

第1節 計画策定の趣旨

現代社会は、物質的豊かさと生活の利便性をもたらす一方で、廃棄物処理や生態系*への影響、地球温暖化*やオゾン層*破壊など様々な環境問題が顕在化しています。

こうした環境問題は、日常生活や通常の事業活動に起因するものが多く、解決のためには、私たち一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイル、豊かさに対する考え方を変え、生活行動や経済活動のあり方そのものを「環境」という視点から見直していくことが求められます。

今、私たち全ての者が、人類社会の持続的発展*に向けて、環境の持つ価値をより一層認識し直し、環境の保全と創造*に向けた取組を進め、かけがえのない財産である緑あふれる森林、清らかな水などの豊かな自然や良好な環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

このような考え方に対し、本県では、2004（平成16）年4月、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行し、同条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として、2005（平成17）年2月に「山梨県環境基本計画」を、2014（平成26）年3月に現在の「第2次山梨県環境基本計画」を策定しました。

2023（令和5）年度に「第2次山梨県環境基本計画」が目標年次を迎えることから、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、新たに「第3次山梨県環境基本計画」を策定します。

第2節 計画の目的

本計画は、「山梨県環境基本条例」第8条の規定に基づく計画であり、その目的は次のとおりです。

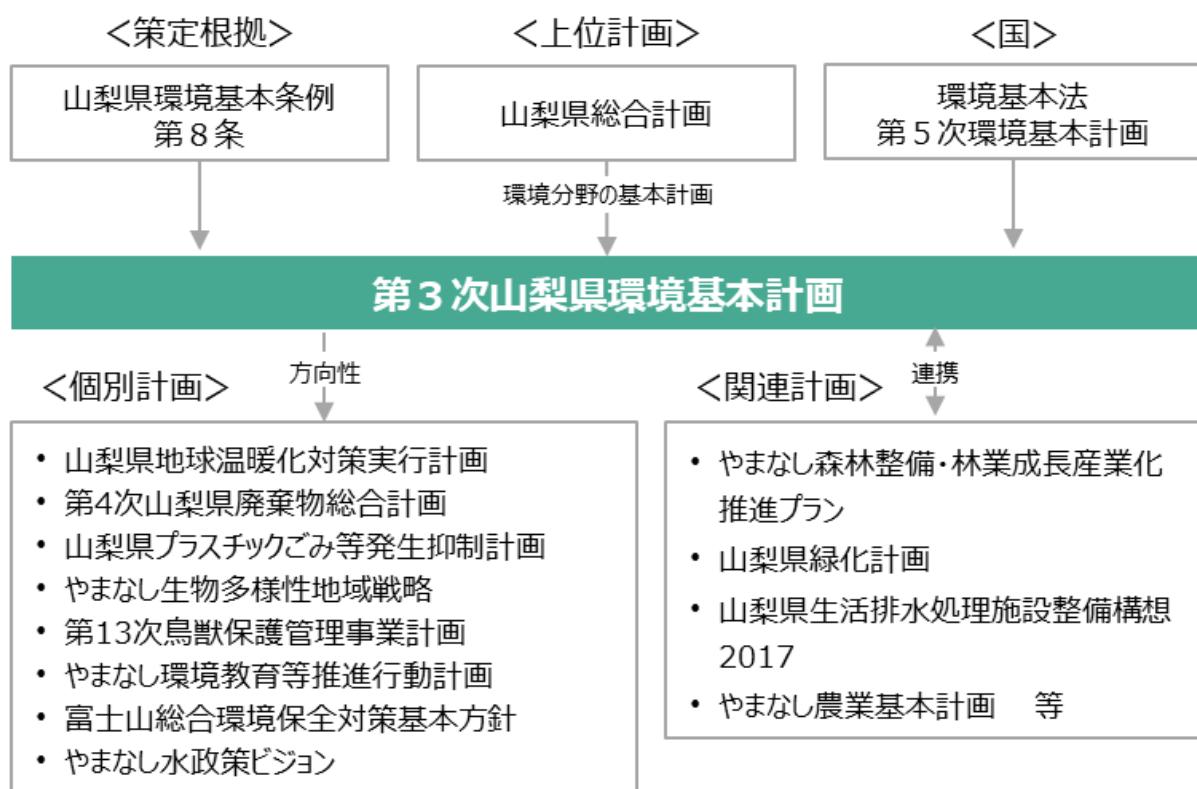
- ①健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。
- ②県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標（第3章）を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

第3節 計画の性格・他計画等との関係

本計画は、県政運営の基本指針である県総合計画を環境面から推進する計画として、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画です。

本県の環境保全に関する他の個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進するものとします。また、県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図るものとします。

図表1-1 環境に係る法令・計画等の位置付け



第4節 計画の対象

環境は、それ自体が包括的な概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化によって変遷していくものであるため、限定的には捉えず、今後、新たな環境問題が生じた場合は適切に対応していく必要があります。

本計画では、対象とする環境を、「山梨県環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとします。

図表1-2 本計画が対象とする環境

生 活 環 境	<ul style="list-style-type: none">○廃棄物、物質循環 等○大気、水質、騒音・振動・悪臭、地盤沈下、土壤汚染、化学物質 等○景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自 然 環 境	<ul style="list-style-type: none">○森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性* 等
地 球 環 境	<ul style="list-style-type: none">○地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等

第5節 計画の期間

本計画は、2033（令和15）年度を目標年次として策定します。

なお、計画の策定時に想定されなかった社会経済情勢や環境問題の変化等が生じた場合は、必要に応じて隨時見直しを行います。

第6節 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

図表1-3 計画の構成

第1章 計画策定の考え方

計画策定の趣旨、目的及び計画の性格など計画に関する基本的事項を示します。

第2章 環境に関する状況

環境を取り巻く状況や本県の基本特性、本県の環境の状況とともに、「第2次山梨県環境基本計画」（2014（平成26）年3月策定）のこれまでの成果や今後の課題について示します。

第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

計画の基本目標と、計画の推進に当たって目指すべき本県の環境の将来像を示します。

第4章 環境の保全と創造のための施策の展開

環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくための施策の展開方向を示します。

第5章 重点的に取り組む施策

計画の推進に当たって県が重点的に取り組む施策を示します。

第6章 計画の推進

計画を推進するための体制や進行管理に関する事項を示します。

第2章 環境に関する状況

第1節 環境を取り巻く状況

(環境に対する考え方・現状)

環境の保全について、国内初の公害対策を総合的に行うために制定された法律である、「公害対策基本法」が制定された1967（昭和42）年当時は、国際的にも国内的にも、経済成長とは別個のものであり、相互にトレードオフの関係になるとのとらえ方が一般的でした。

しかしその後、1987（昭和62）年の国連「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会*）報告書の「持続可能な開発」という概念を受け、1993（平成5）年に制定された「環境基本法」、及び「第一次環境基本計画（1994（平成6）年）」では、持続可能な社会という基本的な方向性が示され、「経済成長か環境保全か」、「開発か環境か」というジレンマとしてとらえるのではなく、持続可能で環境負荷の少ない経済発展を目指す方向とされました。「第一次環境基本計画」における、「物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い合わせるべきである。」との根本的な問題提起は、今にも引き継がれるものとなっています。

一方で、近年においては、人類の活動は地球の環境収容力*を超えつつあるとされています。「IPCC*第三次評価報告書（2001（平成13）年）」において、同報告書として初めて気候変動が及ぼす観測された影響について言及された後、「IPCC第六次評価報告書（2022（令和4）年）」では、人為起源の気候変動は極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然や人間に対して「広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害」を引き起こしていることが初めて明記されました。この損失と損害は、気候変動の進行に伴いさらに増加することとされています。2020（令和2）年に世界が直面した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等を改めて明らかにしたものであり、G7*広島首脳コミュニケ（2023（令和5）年）においては、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられる事態に陥っています。

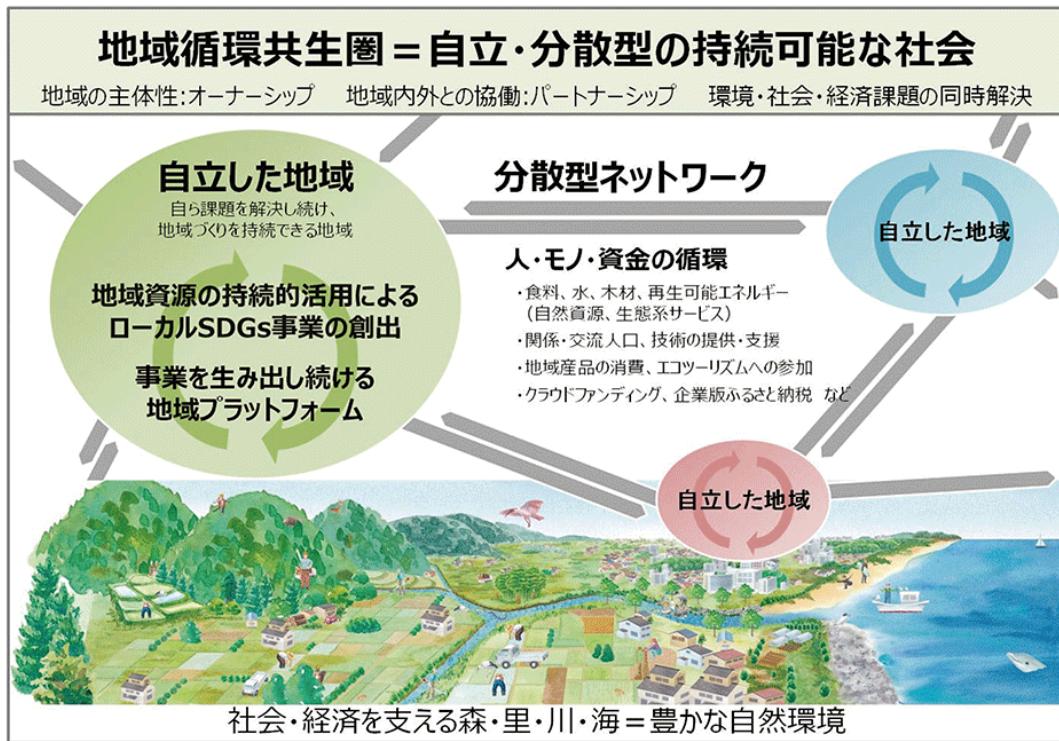
(国の第六次環境基本計画)

2024（令和6）年4月の策定を予定する国の「第六次環境基本計画」の中間取りまとめにおいては、環境政策の目指すところを、「「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、Well-being、経済厚生の向上」（「Well-being／高い生活の質」）であり、また、人類の福祉への貢献もある。前提として、現在及び将来の国民の生存に係る「健康で文化的な生活の確保」を維持することが踏まえられていることは言うまでもない。」としました。

具体的には、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わり、現代の経済社会システムの在り方が人類の存続の基盤である環境、自然資本の安定性を脅かしつつある状況において、健全で恵み豊かな環境を継承し、現在及び将来の国民が希望を持って「Well-being／高い生活の質」を実現できるよう、目指すべき持続可能な社会の姿として、環境における「循環」と「共生」の実現により、DX*の活用などと相まって、経済社会システムの変革を導き、「環境収容力を守り環境の質を上げることによる経済社会の成長・発展」が可能な、循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）に向け取り組んでいくとしています。

また、国全体で持続可能な社会を構築するため、各々の地域が持続可能である必要があるとして、各地域において「地域循環共生圏*」の実装を進めることとしています。自立した地域が生まれ、それらがネットワークを構築することで形成されていく「地域循環共生圏」は、ボトムアップで構築されることが重要です。自立した地域を生み出し、コミュニティの力を回復させることで、国家、市場、コミュニティの均衡を図りながら、国や市場の役割を補完し、農山漁村、地方都市や大都市も含め、地域住民の「Well-being／高い生活の質」の実現や、新たな成長への貢献が可能となるとしています。

図表2-1 地域循環共生圏のイメージ



資料：環境省

第2節 本県の基本特性

1 地勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、南は日本一の高峰富士山（標高3,776m）、西には3,000m級の山々からなる南アルプス、北には八ヶ岳、茅ヶ岳、北東には奥秩父山塊など、周囲を急峻な山々に囲まれた内陸県です。

河川は、富士川水系、相模川水系、多摩川水系の3つに分けられます。

富士川水系は御坂山地の西側に位置し、富士川（釜無川を含む）、笛吹川が流れています。その流域は県土面積の約4分の3を占めています。相模川水系は御坂山地の東側に位置し、相模川（桂川を含む）が流れ、また、多摩川水系は県の北東部に位置し、多摩川、小菅川が流れています。

県土面積は、4,465km²（2023（令和5）年4月1日現在）で、我が国の総面積の約1.2%にあたります。

図表2-2 山梨県全図



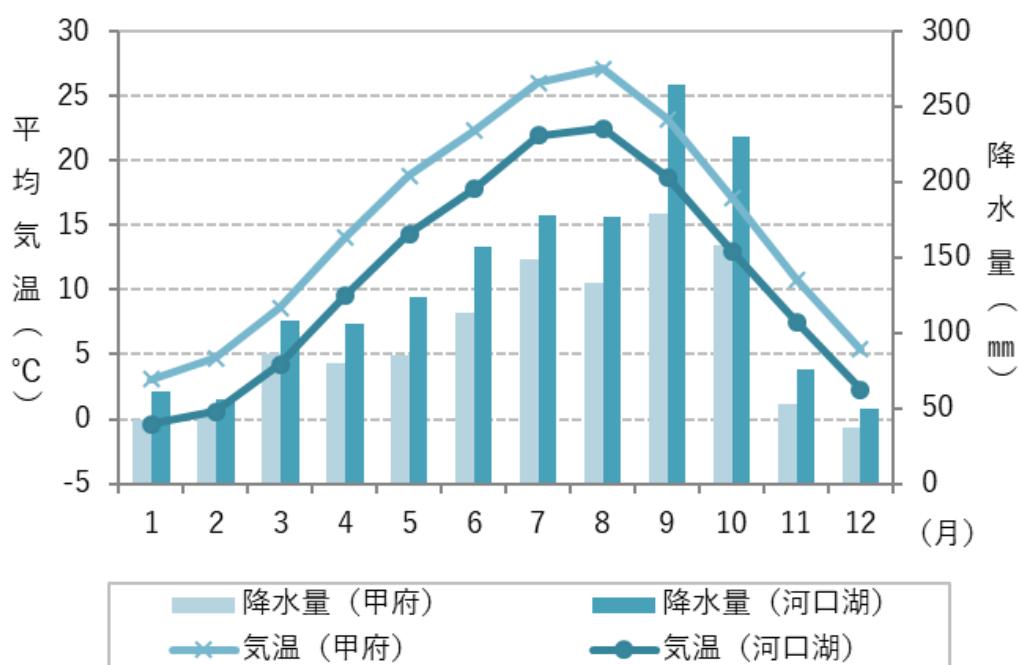
資料：山梨県富士山科学研究所

2 気候・気象

周囲を急峻な山々に囲まれた本県は、降水量の平年値が1,160.7mm（甲府地方気象台。統計期間1991（平成3）～2020（令和2）年。以下同様。）と少なく、夏と冬の温度差が激しく昼夜の気温差も11°Cと大きい盆地特有の内陸的気候となっています。

甲府市の気温の平年値は15.1°Cで、県南部や東部では比較的暖かく、北部や西部の山岳地は寒冷です。また、降水量は南部や西部山岳地で多く、北部山岳地で少なくなっています。

図表2-3 月別降水量、平均気温

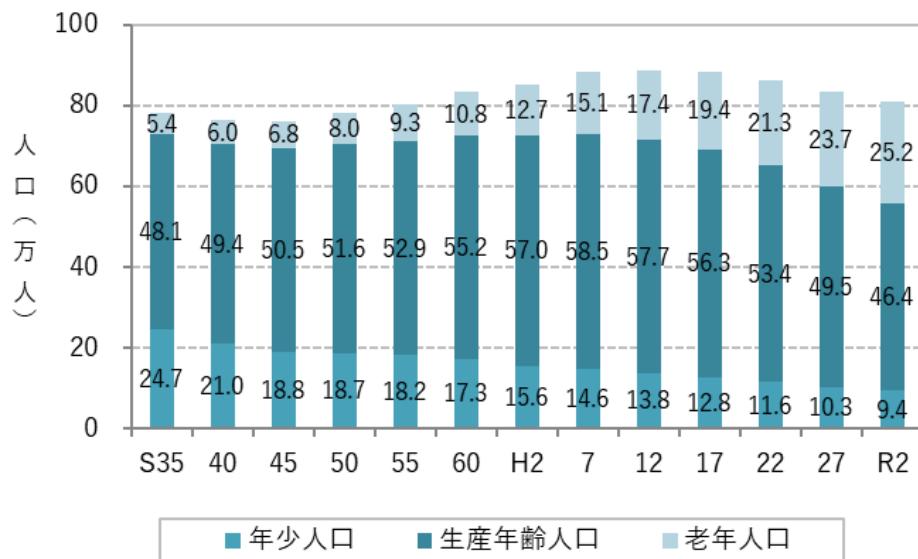


資料：甲府地方気象台

3 人口・世帯数

本県の人口は、2000（平成12）年度の89万人台をピークに減少を続けており、2020（令和2）年10月1日現在では、809,974人となっています。

図表2-4 人口の推移

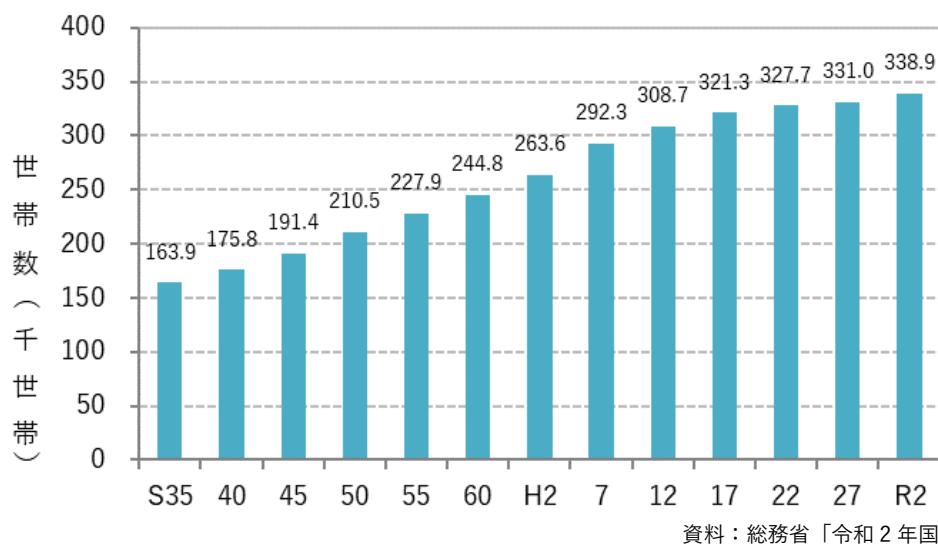


資料：総務省「令和2年国勢調査」

年齢3区分別人口では、昭和20年代以降、15歳未満人口が減少、65歳以上人口が増加しており、年少人口（0～14歳）が11.6%、生産年齢人口（15～64歳）が57.3%、老人人口（65歳以上）が31.1%となっています。

一方、世帯数は338,853世帯となっており、近年の傾向として、人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増加する傾向にあります。

図表2-5 世帯数の推移

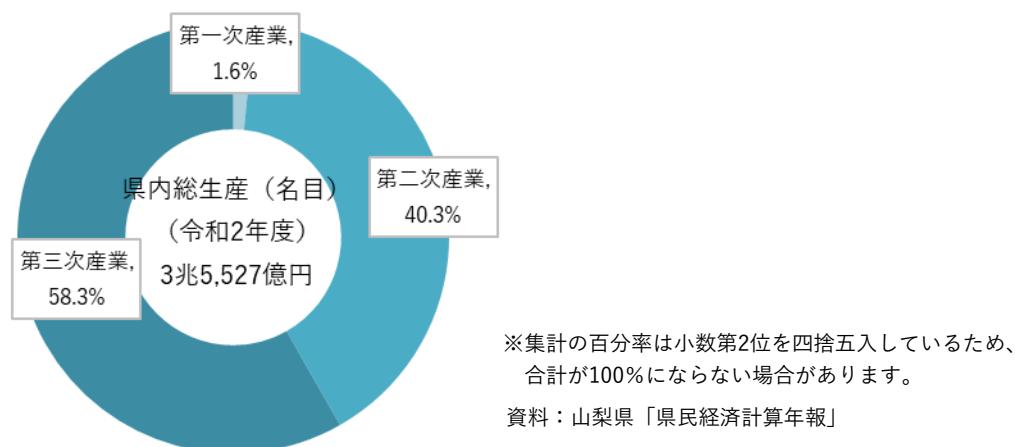


資料：総務省「令和2年国勢調査」

4 産業

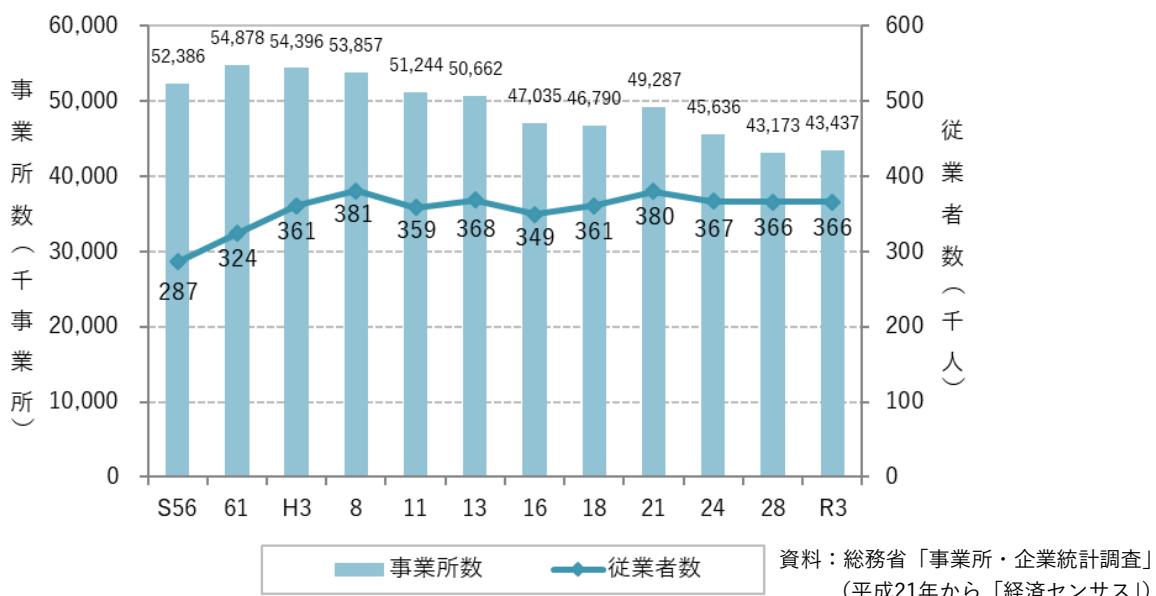
2020（令和2）年度の県内総生産は、名目で3兆5,527億円であり、前年度に比べて0.2%の増加となりました。その内訳を産業別でみると、第一次産業（農業・林業など）が563.24億円、第二次産業（製造業、建設業など）が14,303.54億円、第三次産業（小売業、サービス業など）が20,727.58億円、輸入品に課される税・関税等が△67.51億円となっており、1982（昭和57）年の中央自動車道の開通を契機としてハイテク産業の立地が進むなど、第二次産業の占める割合が全国平均に比べて高くなっています。

図表2-6 県内総生産



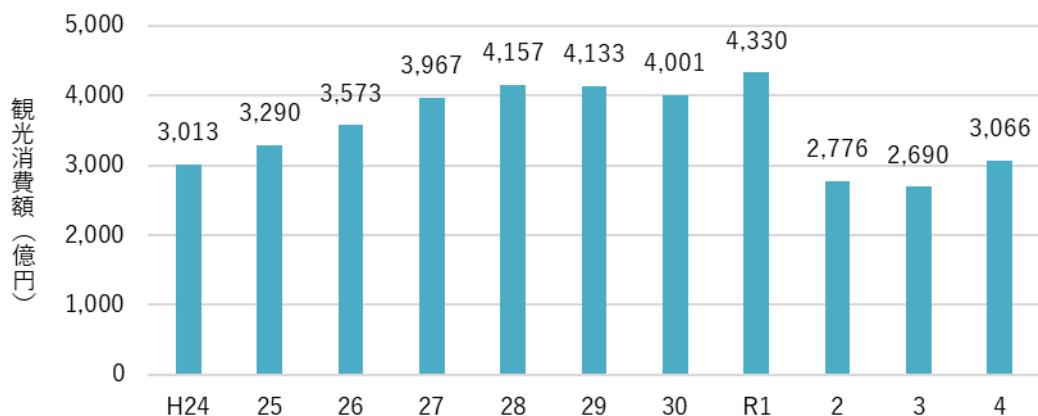
また、県内の事業所数は1986（昭和61）年まで増加傾向にあり、約5万5千事業所にまで達しましたが、その後減少に転じ、2021（令和3）年の事業所数は43,437事業所です。一方、従業者数は1996（平成8）年まで増加傾向にあり、約36万8千人まで達ましたが、その後やや減少し、2021（令和3）年度の従業者数は約36万6千人となっています。

図表2-7 事業所数及び事業者数の推移



なお、最も多くの割合を占めるのは第三次産業となっていますが、中でも、宿泊業や飲食サービス業を中心に、運輸業や小売業、娯楽業などの様々な業種と関連する観光産業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の2019（令和元）年には、観光消費額が4,330億円となっています。

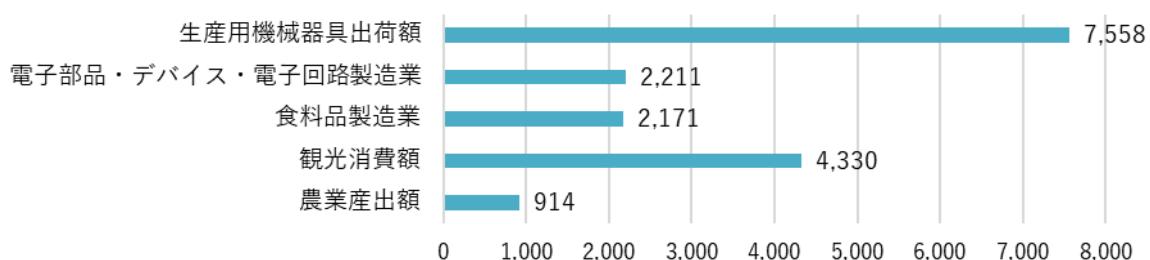
図表2-8 県内観光消費額の推移



資料：山梨県「観光入込客統計調査」

この観光消費額は、2019（令和元）年で比較すると、本県の主要産業である製造業の出荷額第一位の「生産用機械器具製造業（半導体、フラットパネルディスプレイ製造装置など）」と、第二位の「電子部品・デバイス・電子回路製造業、食料品製造業」の間に位置する金額であるとともに、農業産出額を大幅に上回る額となっており、本県経済において大きなウェイトを占めるものとなっています。

図表2-9 観光消費額と県内他産業の比較（2019（令和元）年時点） 単位：億円



資料：経済産業省「工業統計調査」、山梨県「観光入込客統計調査」、農林水産省「生産農業所得統計」

5 県民性

本県の厳しい自然特性は、勤勉性や忍耐強さ、創造性や進取の気性など活力に満ち知恵を育む県民性を培ってきました。その結果、気候風土を生かした果樹栽培や全国に誇る地場産業の発祥と発展を生み出し、著名な財界人や文学者を輩出してきました。

本県特有の風土が長い年月をかけ、育んだ県民性は、持続可能な社会の形成に向けて大きな力となるものです。

第3節 本県の環境の現状

1 生活環境

1-1 大気

本県では、大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局、合計12局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

2022（令和4）年度の結果では、二酸化硫黄（SO₂）*、一酸化炭素（CO）*、浮遊粒子状物質（SPM）*、二酸化窒素（NO₂）*、微小粒子状物質（PM_{2.5}）*について、環境基準*を達成しましたが、光化学オキシダント（Ox）*については、非達成でした。

また、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の長期的評価による測定結果の経年変化は、低減傾向又は横ばいであり、光化学オキシダント濃度の昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、極わずかに上昇傾向となっています。また、2010（平成22）年度から測定を開始した微小粒子状物質の年平均値については、近年低減傾向で推移しています。

図表2-10 大気汚染に係る環境基準達成状況の推移

(環境基準達成局数／有効測定局数)

	H30	R1	R2	R3	R4
二酸化硫黄（SO ₂ ）（長期的評価）	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
一酸化炭素（CO）（長期的評価）	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
浮遊粒子状物質（SPM）（長期的評価）	12/12	12/12	12/12	10/10	10/10
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）（長期的評価）	6/6	6/6	6/6	8/8	9/9
二酸化窒素（NO ₂ ）（長期的評価）	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11
光化学オキシダント（Ox）（短期的評価）	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10

※評価方法

短期的評価	測定を行った日の1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
長期的評価	
SO ₂ ,CO,SPM	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準として評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連續した場合は、非達成とする。
NO ₂	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
PM _{2.5} (長期基準に関する評価)	測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。
PM _{2.5} (短期基準に関する評価)	測定結果の1日平均値のうち、年間98パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準（1日平均値）と比較する。

環境基準の達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

資料：大気水質保全課

1-2 水質

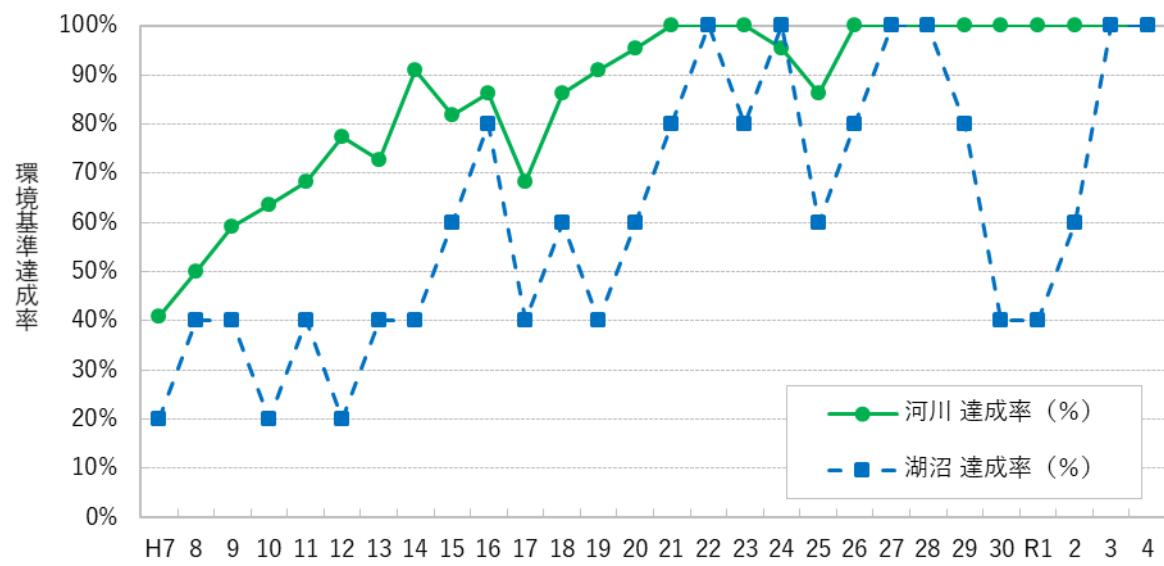
本県では毎年、「水質汚濁防止法」に基づき測定計画を定め、河川・湖沼の公共用水域*と地下水の水質測定を実施し、その結果を環境基準*などにより評価しています。

2022（令和4）年度における公共用水域の水質測定の結果、調査地点53地点において、河川の評価指標であるBOD*（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率は100%、湖沼の評価指標であるCOD*（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は100%という結果でした。

さらに、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛については、全ての地点において環境基準を達成しました。

また、河川のうち2地点で、人の健康の保護に関する環境基準を超えるヒ素が検出されました。これまでの調査結果から原因は地質由来によるものと考えられます。

図表2-11 水質汚濁に係る環境基準達成率の推移



資料：大気水質保全課

一方、地下水については、2022（令和4）年度、県内41地点において、環境基準項目(カドミウム等の全28項目)について水質の概況調査を行った結果、1地点で環境基準を超えるふつ素が検出されました。周辺には汚染源となる事業場は確認されず、甲府市が継続監視を実施していきます。

要監視項目（クロロホルム、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）*、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）*等の全25項目）については、2地点でマンガン*が指針値を超過しました。

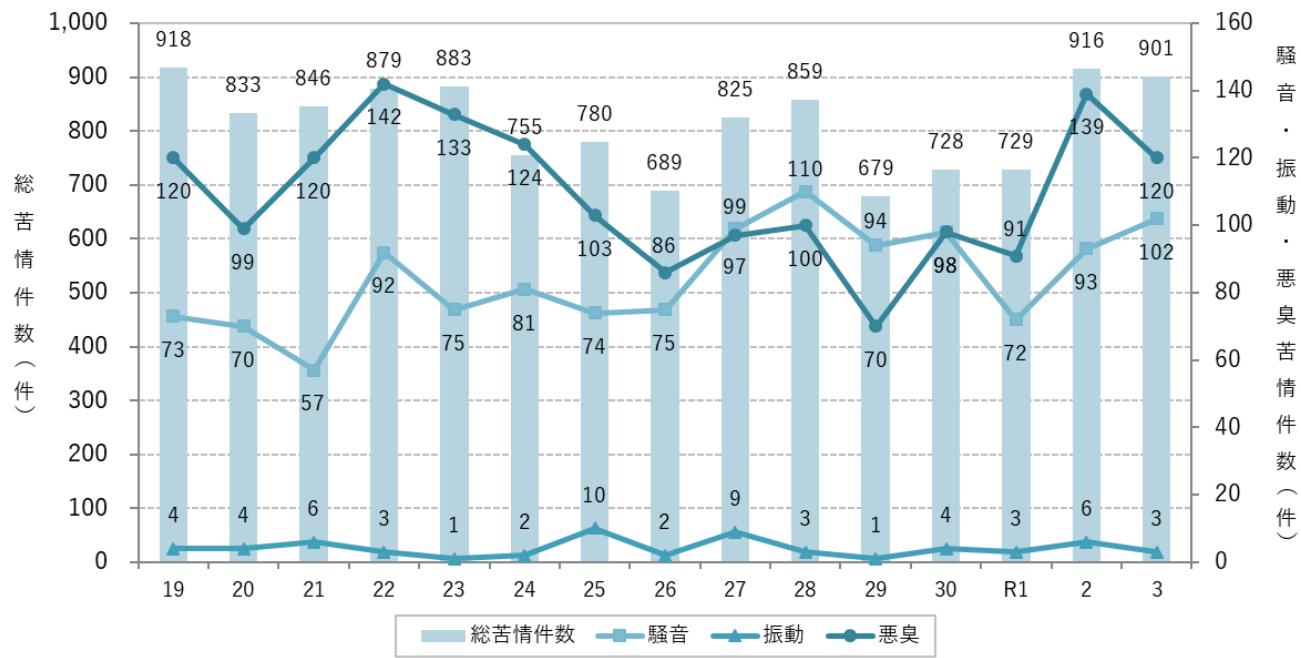
1-3 騒音・振動・悪臭

騒音についての苦情件数は、横ばい傾向で推移していましたが、近年はやや増加してお

り、2021（令和3）年度は102件でした。また、道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況を見ると、2021（令和3）年度、面的評価対象区域のうち昼夜とも環境基準以下であったのは、96.1%となっています。

振動に関する苦情件数は毎年数件程度で推移し、また、悪臭の苦情件数は長期的には横ばい傾向となっています。2021（令和3）年度における苦情件数は、振動が3件、悪臭が120件でした。

図表2-12 騒音・振動・悪臭苦情件数の推移



資料：公害苦情処理状況調査結果（総務省）

1-4 地盤沈下

地盤沈下については、県内38地点（基準点含む）で一級水準測量を行っており、長期的には全調査地点で地盤沈下が見られ、沈下量は甲府盆地中央部より南部の方が大きい傾向が見られます。しかし、現在のところ、国が地盤沈下地域として公表している基準である年間20mmを超えて被害を生じるような沈下は見られない状況です。

1-5 土壤汚染

有害物質の使用等があった施設の廃止時や一定規模以上の土地の形質変更時において知事から調査命令を受けた場合等に土壤汚染状況調査を実施することが土地の所有者等に義務付けられています。

土壤汚染を未然に防止するために、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理等について指導を行っています。

2022（令和4）年度末で、土壤汚染対策法の要措置区域に指定されている区域は8件、形

質変更時要届出区域に指定されている区域は14件となっています。

1-6 化学物質

環境中のダイオキシン類*濃度の2022（令和4）年度の測定結果では、大気、水質、土壌の全ての測定地点において環境基準を達成しています。

図表2-13 ダイオキシン類の測定結果

		H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
大 気	0.0057 ～0.021	0.0049 ～0.017	0.0049 ～0.033	0.0048 ～0.074	0.0033 ～0.035	0.0033 ～0.035	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	0.020 ～0.51	0.021 ～0.62	0.024 ～0.47	0.024 ～0.30	0.022 ～0.51	0.022 ～0.51	1pg-TEQ/μg以下
公共用 水 域	0.093 ～9.1	0.087 ～15	0.17 ～8.7	0.082 ～11	0.087 ～16	0.087 ～16	150pg-TEQ/g以下
	0.020 ～0.022	0.021 ～0.026	0.021 ～0.023	0.023 ～0.069	0.022 ～0.029	0.022 ～0.029	1pg-TEQ/μg以下
地 下 水 質	0.021 ～1.3	0.022 ～3.8	0.0011 ～3.6	0.0074 ～21	0.0013 ～1.6	0.0013 ～1.6	1,000pg-TEQ/g以下

資料：大気水質保全課

大気中の有害な化学物質については、ベンゼン*、トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*、ジクロロメタン*の4物質に関して環境基準が定められており、2022（令和4）年度の測定結果において、全ての物質が全ての地点で環境基準を達成しています。

図表2-14 有害大気汚染物質の環境基準達成状況の推移

(環境基準達成局数／有効測定局数)

	H30	R1	R2	R3	R4
ベンゼン	5/5	8/8	8/8	8/8	8/8
トリクロロエチレン	5/5	8/8	8/8	8/8	8/8
テトラクロロエチレン	5/5	8/8	8/8	8/8	8/8
ジクロロメタン	5/5	8/8	8/8	8/8	8/8

資料：大気水質保全課

また、2002（平成14）年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく対象化学物質の排出・移動量の届出が始まりました。

2021（令和3）年度PRTR*データの実績では県内291事業所から届出があり、届出排出量・移動量は2,273トン（全国の0.6%）でした。環境への届出排出量は1,254トン（全国の1.0%）で、このうち大気への排出量が98.9%を占めています。事業所からの届出移動量は1,019トン（全国の0.4%）で、このうち廃棄物として移動した量が99.9%を占めています。排出量・移動量の多い物質はトルエン*、ノルマル-ヘキサン*、塩化メチレン*、ふつ化水素及びその

水溶性塩*となっています。

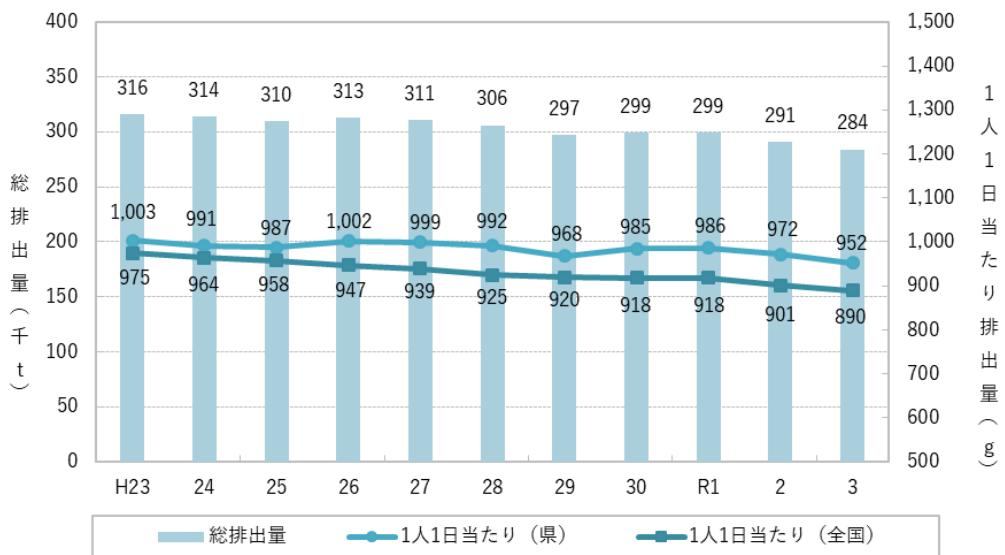
内分泌攪乱化学物質*、いわゆる環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、正常なホルモン作用への影響が懸念されることから、本県では、1998（平成10）年度から2000（平成12）年度にわたり、65物質92種類について、大気8地点、県内主要河川11地点、湖沼5地点、地下水4地点、土壤6地点で実態調査を実施しました。2001（平成13）年度は、それまでの調査結果を基に経年的な汚染状況の推移を把握するため、継続モニタリング調査*を実施し、2002（平成14）年度及び2003（平成15）年度は、調査地点を県内主要河川（水質・底質）13地点とし、過去の調査で高頻度に検出された10物質17種類について調査を実施しました。2003（平成15）年度の調査結果では、ノニルフェノール*、ビスフェノールA*、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル*、フタル酸ジ-n-ブチル*など4物質が検出されましたが、検出率及び検出値とも、概ね過去の国及び県における調査結果の範囲内でした。2004（平成16）年度からは調査媒体を水質に絞り、調査対象物質を魚類に対する予測無影響濃度が示された3物質（ノニルフェノール、ビスフェノールA、4-t-オクチルフェノール*）として2011（平成23）年度まで調査を実施してきました。2004（平成16）年度から2011（平成23）年度の調査では、23地点すべてにおいてこれら3物質は魚類に対する予測無影響濃度を下回っていました。2012（平成24）年度以降は調査を一旦終了しましたが、環境省により2012（平成24）年8月にノニルフェノールが、2013（平成25）年3月に4-t-オクチルフェノールがそれぞれ水生生物の保全に係る環境基準項目、要監視項目に追加されたことから、現在は公共用水域水質測定として2物質について調査を実施しています。

1-7 廃棄物

本県では、2005（平成17）年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定しました。そしてこれを踏まえ、循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2006（平成18）年2月に「山梨県廃棄物総合計画」を策定し、2021（令和3）年3月には、「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定しています。

2021（令和3）年度における一般廃棄物*の総排出量は284千トンで、市町村によって収集処理されるごみの量が279千トン、住民団体等による資源回収（集団回収）が5千トンとなっています。また市町村によって収集処理されるごみのうち、家庭系ごみが72.7%、事業系ごみが27.3%となっています。1人1日当たり排出量で見ると、2011（平成23）年度の1,003gから952gに減少しています。

図表2-15 一般廃棄物排出量の推移

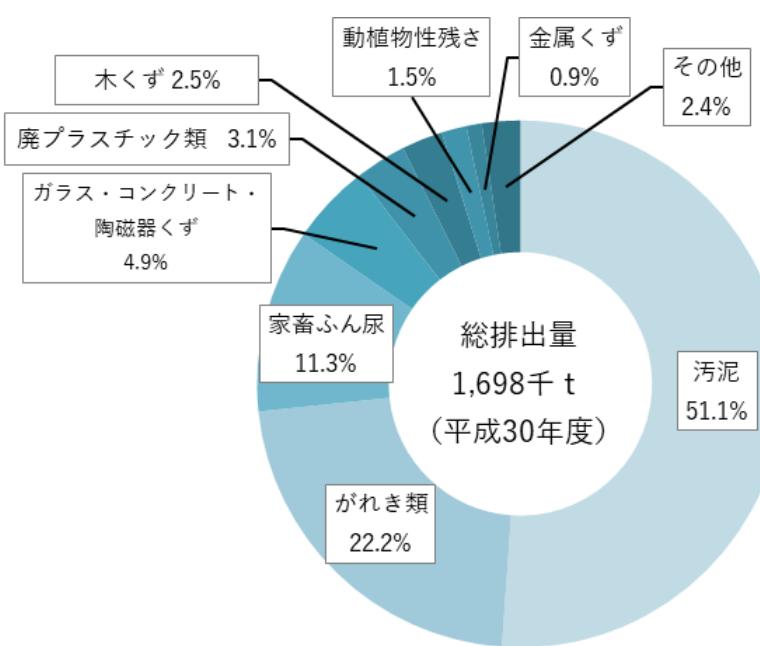


資料：環境整備課

収集されたごみは中間処理が行われ、焼却などによる減量化が76.6%、再資源化が16.6%、埋め立てなどの最終処分が6.8%となっています。

また、2018（平成30）年度における産業廃棄物*の総排出量は1,698千トンで、種類別では汚泥が最も多く51.1%、次いでがれき類が22.2%を占めています。発生した産業廃棄物は、自己中間処理及び委託中間処理が行われ、減量化量637千トン（37.5%）、再生利用量1,040千トン（61.2%）、最終処分量21千トン（1.2%）となっています。

図表2-16 種類別産業廃棄物排出量



*集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料：環境整備課

1-8 緑・景観

身近な緑や水辺は、県民の快適な生活環境を形成する上で欠かせないものです。本県では、「山梨県環境緑化条例」に基づく緑化計画を策定し、近年の緑を取り巻く環境の変化や課題を踏まえ、新たな時代に対応した緑の創造、保全等に取り組んでいます。

図表2-17 都市公園面積及び箇所数の推移



資料：国土交通省「都市公園整備状況調査」

県内の都市公園は、2021(令和3)年度末現在で211箇所、819.05haが整備されています。一方、県内の市街地における緑被分布の状況は、2022(令和4)年度末現在で、甲府21%、峡東43%、韮崎60%などとなっています。

図表2-18 各地域の緑被状況(2022(令和4)年度末)

単位：%

地区名	区分	樹木緑被率(A)	草地緑被率(B)	農地緑被率(C)	緑被率計(A+B+C)	非緑被地率
用途地域	甲府市街化区域	10.16	3.36	7.65	21.17	78.83
	峡東	13.87	4.05	24.64	42.56	57.44
	韮崎	13.37	14.64	32.43	60.45	39.55
	南アルプス	8.39	3.10	17.84	29.33	70.67
	笛吹川	23.79	4.77	6.13	34.69	65.31
	市川三郷	15.02	9.20	23.43	47.66	52.34
	富士川	8.34	9.88	21.01	39.23	60.77
	上野原	12.31	10.19	17.01	39.52	60.48
	大月	15.89	7.02	17.73	40.64	59.36
	都留	21.30	3.06	4.43	28.80	71.20
	富士北麓	8.27	7.59	18.84	34.70	65.30
	身延	5.34	8.94	12.50	26.78	73.22

資料：山梨県「山梨県緑の現況調査」

優れた自然が創り出す自然景観や、数多くの歴史的資源が織り成す街並みなど、本県には個性豊かで県民の愛着を育む景観が残っています。これらの景観を後世に継承し、魅力ある景観を創造するため、1990（平成2）年10月に「山梨県景観条例」を制定し、大規模事業などにおける景観形成について指導を行っています。さらに、2004（平成16）年の「景観法」制定などを受け、県全体の景観形成の方針と施策を広域的な景観づくりという視点から示した「美しい県土づくりガイドライン」を策定し、公共事業の景観形成の推進や市町村の景観計画策定に対する指導・支援、景観形成事業への助成などを実施しています。

また、景観に対する県民意識の向上を図るため、2016（平成28）年度から景観セミナーを、行政や住民団体、事業者等の参加を得て実施しています。さらに、景観形成の重要な要素である屋外広告物についても、「山梨県屋外広告物条例（1991（平成3）年12月全部改正）」により、基準を定めて規制・誘導を実施しています。

2 自然環境

2-1 動植物

本県は、地形・地質や気候など変化に富んだ自然環境のもと、世界の生息南限である南アルプスのライチョウなど分布境界線となっている種や、キタダケソウなど氷河期の遺存種も多く、また、温暖な低地から寒冷な高山帯まで、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育し、国内でも有数の生物多様性に富んだ豊かな生態系が形成されています。

（動物）

現在までに、ほ乳類56種、鳥類266種、は虫類15種、両生類17種などが確認されています。

ほ乳類については、特別天然記念物*のカモシカが保護の成果により生息分布域が各地の高山帯及び亜高山帯に広がり、また、全国的に減少傾向にあるといわれているツキノワグマは、本県では、2020（令和2）年度に行った調査により527頭が生息していると推計されています。

鳥類については、南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカが生息しており、富士五湖をはじめ釜無川、笛吹川などでは冬季にカモ類の飛来が多く見られます。

は虫類・両生類は生育環境の変化により個体数の減少が見られますが、南アルプス地域では国内希少野生動植物であるアカイシサンショウウオの生息も確認されています。

魚類は、生息環境の変化により、現在では、かつて身近に存在していたものの見られなくなった種があるとともに、本来我が国には生息していなかった外来種*の存在が確認されています。

昆虫については、我が国では約3万種が記録されていますが、解明が進むと10万種以上、

本県でも5万種以上に達すると考えられています。

(植物)

県南部の富士川沿いから甲府盆地、さらに低山地にかけた標高300m以下の地域では、タブノキ、シロダモ、シラカシなどの常緑広葉樹林で占められており、甲府盆地をとりまく標高1,200m以下の温帯下部は、アカマツ、クリ、コナラ、標高1,800m程度までの温帯上部では、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育しています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳など標高1,800mから2,500m程度までは、亜寒帯（亜高山帯）に属し、シラビソ、コメツガなどの針葉樹林が広がり、ダケカンバが混生しています。標高2,500m以上の寒帯（高山帯）においては、富士山ではカラマツが、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父山塊ではハイマツが生育しています。

また、山岳地域には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき「国内希少野生動植物種*」に指定されているコヒョウモンモドキや、キタダケソウやアツモリソウをはじめとした多種多様な希少野生動植物が生育し、その多くは氷河期から生息する貴重なものであることから、2007（平成19）年に「希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定し、指定希少野生動植物種の採取行為及び譲渡の禁止などを定め、生育地パトロールの実施など希少野生動植物の保護に努めています。

このような生物多様性の保全と持続可能な利用を図るため、本県では、2019（令和元）年11月の「第2次山梨県環境基本計画」の中間見直しにおいて、同計画の第5章第3節を「山梨県生物多様性戦略」と位置付けましたが、国際的な動向等を踏まえ、2024（令和6）年3月には個別の計画として「やまなし生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を推進しています。

2-2 自然公園*等

優れた自然の風景地を保護し適正な利用の増進を図ることを目的に、本県では、3つの国立公園、1つの国定公園、2つの県立自然公園が指定されており、総面積は121,207ha、県土面積の27.1%を占めています。これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用されており、新型コロナウィルス感染症の感染拡大以前の2019（令和元）年には、5,894万人が訪れています。

図表2-19 自然公園の面積・利用者数推移

	面積 (ha)	利用者数(千人)									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
国 立 公 園	富士箱根伊豆	36,796	29,128	30,089	32,647	33,071	33,302	36,865	40,109	13,396	12,627
	秩父多摩甲斐	46,834	8,086	7,674	8,610	8,576	8,327	8,852	9,392	5,579	6,087
	南アルプス	18,286	553	255	385	2,923	1,786	1,832	1,745	0	0
	計	101,916	37,767	38,018	41,642	44,570	43,415	47,549	51,246	18,975	18,714
国 定 公 園	八ヶ岳中信高	4,088	7,778	7,358	7,255	7,349	7,386	7,497	6,875	3,939	3,412
	計	4,088	7,778	7,358	7,255	7,349	7,386	7,497	6,875	3,939	3,412
県立自然公園	四尾連湖	362	78	75	97	102	97	98	102	53	56
	南アルプス巨摩	14,841	744	726	685	782	772	759	714	496	505
	計	15,203	822	801	782	884	869	857	816	549	561
自然公園合計		121,207	46,367	46,177	49,679	52,803	51,670	55,903	58,937	23,463	22,687

資料：山梨県「やまなしの環境」

自然公園では、規制計画及び施設計画が定められ、自然環境の適切な保護と自然への影響が少なく安全な利用の促進を図っています。自然公園内は規制計画に基づき、特別地域（特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域）と普通地域に区分され、自然公園を保護するため各種の行為が規制されています。また、施設計画に基づき、遊歩道や利用施設などの整備を行うとともに美化活動などが行われています。

本県では、ふるさとの豊かな自然環境を保全するため、「山梨県自然環境保全条例」に基づき、将来にわたって保全する必要のある地域や動植物について、自然環境保全地区・自然記念物に指定しており、2021（令和3）年度末現在、32地区16,725haの自然環境保全地区、38箇所の自然記念物が指定されています。

2-3 富士山

日本の象徴である美しい富士山の姿と、富士山が育む豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことを目的に、1998（平成10）年2月、「富士山総合環境保全対策基本方針」を策定し、さらに、同年11月には、山梨・静岡両県で「富士山憲章」を制定し、両県の連携のもと、富士山の総合的な保全への取組を進めてきました。

2011（平成23）年12月には2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、さらなる取組を進めています。

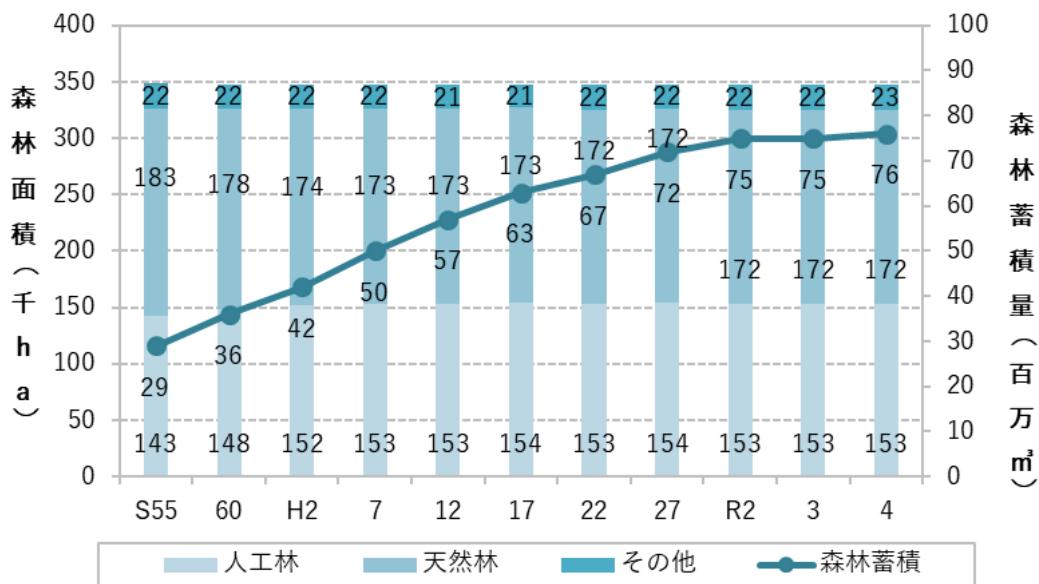
また、富士山は、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、2013（平成25）年6月、世界文化遺産*に登録されました。

2-4 森林

本県の森林面積は347千haで、県土面積の78%を占め、全国でも有数の森林県です。

また、人工林*が153千haを占め、人工林比率は44%となっており、豊かな木材資源が造成されています。

図表2-20 林種別森林面積及び森林蓄積量の推移



※単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳とが一致しない箇所があります。

資料：山梨県「山梨県林業統計書」

森林は、木材資源として林業の基盤となる他、国土の保全、水源の涵養*、生態系の保全、地球温暖化の防止、自然とのふれあいなど、多面的機能を有しています。

また、本県の森林面積の46%を占める県有林について、世界各国の環境団体や社会・経済団体などで構成された森林管理協議会（FSC）により、環境に配慮した適正な森林管理の基準を満たすことが認められ、2003（平成15）年4月、全国の公有林で初めてFSC森林管理認証*を取得しました。

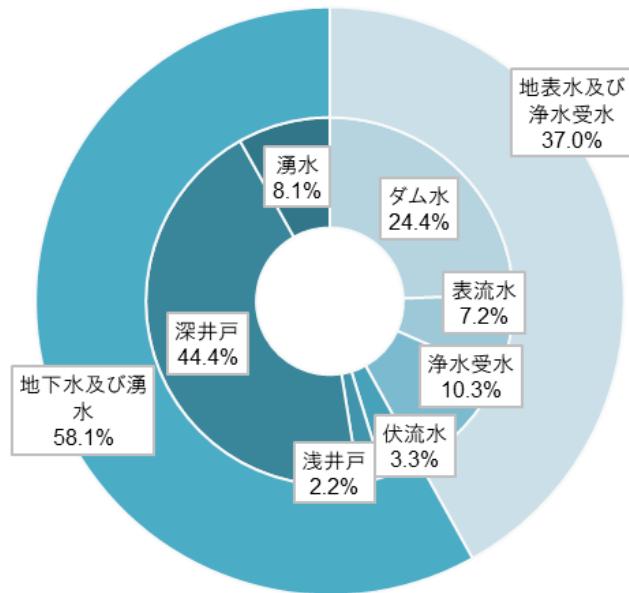
2020（令和2）年3月には、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」を策定し、森林の公益的機能*の強化と林業・木材産業等の成長産業化を目指しています。

2-5 水環境

水は、私たちの日常生活や事業活動に不可欠なものであり、美しい景観や心のやすらぎの場としても重要な役割を果たしています。また、水は、限りのある貴重な資源であり、空、陸、海との間を循環することによって、河川、地下水の水量が保持され、水質が浄化され、水環境や生態系が守られています。

本県は、富士川（釜無川を含む）、多摩川、相模川（桂川を含む）などの河川により上下流域に多くの恵みをもたらす水源県であり、水源地域における森林の整備、生態系や景観に配慮した水辺の整備など、地域や流域レベルでの水源を保全する動きが活発化し、県境を越えて拡がっています。

図表2-21 上水道・簡易水道における水源別取水量割合（令和3年度）



※集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料：山梨県「令和3年度版 山梨県の水道」
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

一方で、都市化の進展や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化などを背景とし、森林の荒廃、水源涵養機能の低下、生態系への悪影響など、健全な水循環の確保に支障となる問題が表面化してきています。2011（平成23）年度から2箇年にわたって実施した水資源実態等調査では、本県の降水量、地下水賦存量が長期的に減少傾向にあることも明らかとなりました。

これらの課題に適切に対応するため、2012（平成24）年12月に「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、地下水の適正な採取や水源地域における適正な土地利用を確保するための仕組みを導入するとともに、2013（平成25）年6月には、健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るための指針として、新たに「やまなし水政策ビジョン」を、2016（平成28）年3月には、本県の豊かで良質な「水」を生かした地域・産業の活性化を目指して「やまなし「水」ブランド戦略」を策定するなど、持続可能な水循環社会を目指して様々な分野における水政策を展開しています。

3 地球環境

3-1 地球温暖化

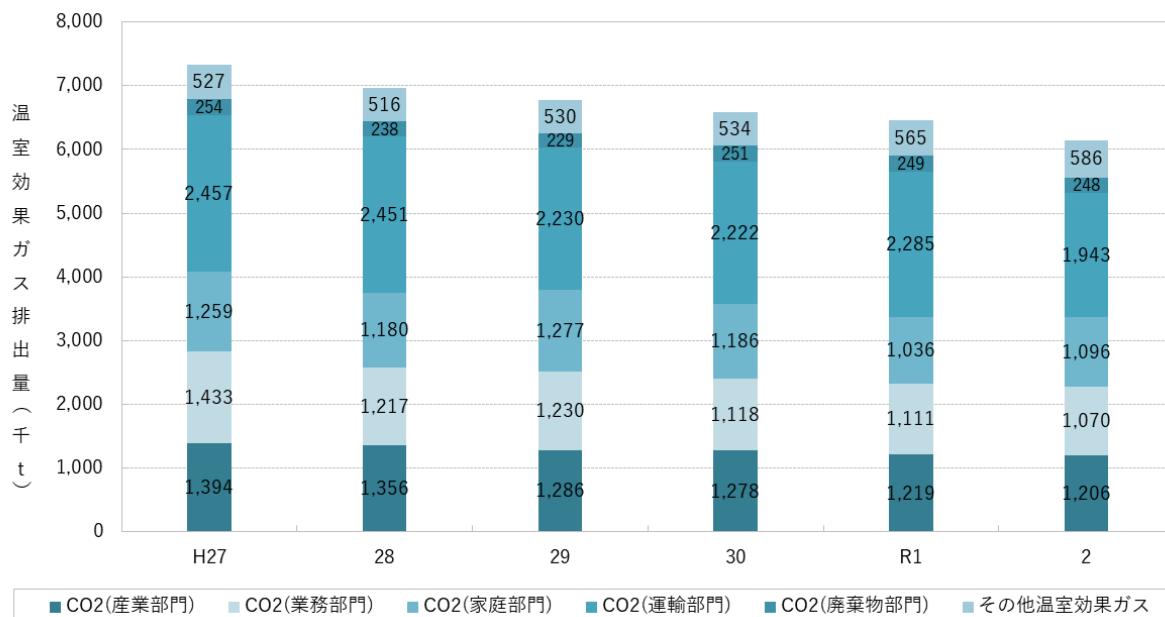
本県では、2008（平成20）年に制定した「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき、2009

(平成21)年に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定(2023(令和5)年改定)し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

本県の2020(令和2)年度における温室効果ガス*排出量は、6,149千t-CO₂で、2013(平成25)年に比べ、20.3%減少しています。

温室効果ガス総排出量の93.8%を占めるCO₂排出量について、部門別の状況を見ると、2013(平成25)年に比べ、産業部門は23.6%、業務部門は37.0%、家庭部門は21.1%、運輸部門は16.7%減少しているのに対し、廃棄物部門は4.6%増加しています。

図表2-22 温室効果ガス排出量の推移



資料：山梨県

3-2 オゾン層

地球を取り巻く成層圏に分布するオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生態系を守る役割を担っています。このオゾン層が、特定フロン等*の化学物質により破壊され、その結果として、地上に到達する有害な紫外線量が増加し、人の健康や生態系への悪影響が生じるおそれがあります。

オゾン層の保護対策としては「ウィーン条約*」など国際的な取組により、特定フロン等のオゾン層破壊物質の生産削減が進められてきています。我が国では、1995(平成7)年度末をもって特定フロン等の生産は全廃していますが、すでに生産された特定フロン等を利用している冷蔵庫やカーエアコンなどの廃棄時には、特定フロン等が漏出しないよう回収・破壊する必要があります。

国内では「フロン類*の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」(2001(平成13)年制定、2013(平成25)年改正)、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法*)」(1998(平成10)年)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リ

サイクル法^{*)}」(2002(平成14)年)が整備され、使用済みのカーエアコンや冷蔵庫を回収し、特定フロン等を回収・破壊する仕組みが整ってきました。

3-3 エネルギー

本県では、2023(令和5)年に改定した「山梨県地球温暖化対策実行計画」において、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら、恵まれた日照時間、豊かな森林や水資源を生かした再生可能エネルギー^{*}の導入を促進することとしており、2030(令和12)年度の導入目標を1,756MW(2020(令和2)年度比45%増)とすることなどを目指しています。

また、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図るため、2021(令和3)年7月には、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しています。

第4節 これまでの成果・今後の課題

1 第2次山梨県環境基本計画の進捗状況（2022（令和4）年度末までの状況）

「第2次山梨県環境基本計画」（2014（平成26）年3月策定）においては、計52項目の環境指標を設け、達成状況の点検・評価を行っています。計画の最終年度は、2023（令和5）年度であり、計画の最終評価は翌年度に数値が出揃ったところで行いますが、2022（令和4）年度末時点での計画の進捗状況は次のとおりです。

計52項目の環境指標で評価が可能な51項目のうち、目標値を達成している指標（S）は22項目（43.1%）、基準値より改善している指標（A）は14項目（27.5%）、基準値と比較し横ばいである指標（B）は3項目（5.9%）、基準値と比較し改善していない指標（C）は13項目（25.5%）となっています。

分野別に達成状況を見ると、「達成」「改善」の割合について、「4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり」や「3 持続可能な水循環社会づくり」などは近年高くなっている一方で、「5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり」や「6 環境の保全と創造のための基盤づくり」、「重点2 健全な森林・豊かな緑の保全」などは低調です。

達成度が低くなっている項目については、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け参加者数が減少したイベント参加者数・利用者といった指標が多く、厳密な評価は困難ではあるものの、関連施設や事業内容の周知方法を工夫するなどし、より多くの県民に参加・利用していただけるよう努めます。その他の指標についても、指標を設定している個別計画、また本計画において毎年度行う指標の達成状況の調査において要因分析を行い、効果的な施策の展開を推進していきます。

図表2-23 第2次山梨県環境基本計画 分野毎の環境指標の状況（「達成」「改善」の割合）

分 野	H26	H30	R1	R2	R3	R4
環境の保全と創造のための施策の展開						
1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	67%	67%	67%	67%	67%	50%
2 安全・安心で快適な生活環境づくり	79%	86%	86%	79%	86%	86%
3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	88%	100%	100%	100%	89%	78%
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	67%	83%	100%	100%	100%	100%
5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	75%	75%	63%	38%	38%	38%
6 環境の保全と創造のための基盤づくり	0%	33%	100%	0%	33%	33%
重点的に取り組む施策						
重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	20%	50%	33%	50%	33%	50%
重点2 健全な森林・豊かな緑の保全	100%	67%	33%	33%	33%	33%
重点3 持続可能な水循環社会づくり	80%	80%	80%	80%	100%	100%
重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	100%	100%	100%	83%	83%	83%
重点5 廃棄物等の発生抑制の推進	67%	67%	67%	67%	67%	50%
重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進	50%	100%	100%	100%	100%	100%
重点7 クリーンエネルギーの活用と省エネ対策の推進	67%	67%	100%	100%	100%	100%

図表2-24 第2次山梨県環境基本計画 環境指標の状況（指標項目毎）

No.	指標の項目	H26	H30	R1	R2	R3	R4
1	一般廃棄物総排出量	A	A	A	A	A	A
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	A	A	C	C	C	C
3	一般廃棄物再生利用率	C	C	A	A	A	C
4	産業廃棄物総排出量	A	S	S	S	S	S
5	産業廃棄物再生利用率	S	C	C	C	C	C
6	産業廃棄物最終処分量	C	S	S	S	S	S
7	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄)	S	S	S	S	S	S
8	大気汚染に係る環境基準達成率(一酸化炭素)	S	S	S	S	S	S
9	大気汚染に係る環境基準達成率(浮遊粒子状物質)	S	S	S	S	S	S
10	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化窒素)	S	S	S	S	S	S
11	大気汚染に係る環境基準達成率(光化学オキシダント)	B	B	B	B	B	B
12	大気汚染に係る環境基準達成率(微小粒子状物質)	C	S	S	S	S	S
13	エコドライブ宣言車両率	A	A	A	A	A	A
14	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	S	S	S	S	S	S
15	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	C	C	C	C	S	S
16	生活排水クリーン処理率	A	A	A	A	A	A
17	ダイオキシン類の環境基準達成地点数	S	S	S	S	S	S
18	自動車騒音に係る環境基準達成率	S	S	S	S	S	S
19	電柱類の地中化延長(県管理道路)	S					
	県内の国・県指定文化財の件数	A	S	A	A	A	A
20	「緑の教室」受講者数	A	S	A	C	C	B
21	自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	S	S	S	S	S	S
22	鳥獣保護区等指定面積	S	S	S	S	S	C
23	自然公園等利用者数	S	S	S	S	C	C
24	県内の山小屋トイレの整備率	A	A	A	A	A	A
25	ニホンジカの推定生息数	B	A	A	A	A	A
26	獣害防止柵の整備による被害防止面積	S	A	S	A	A	S
27	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	S	S	A	A	A	A
28	荒廃した民有林の整備面積	A					
	森林整備の実施面積	S	S	A	A	S	
29	生物多様性の言葉の認知度			S	S	A	A
30	温室効果ガス総排出量	C	A	A	S	S	S
31	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	S	S	S	S	S	S
32	木質バイオマス利用施設数	B	S	S	S	S	S
33	クリーンエネルギー導入出力(住宅用太陽光発電)(10kW未満)	A	A	A	S	S	S
34	クリーンエネルギー導入出力(小水力発電)	S	B	A	A	A	A
35	森林環境教育の実施教育機関数の割合	A	A	C	C	C	B
36	富士山科学カレッジ修了者数	C	C	C	S	C	C
37	環境学習指導者派遣事業参加者数	S	C	S	C	C	C
38	環境美化活動参加者数	C	S	C	C	C	C
39	土木施設環境ボランティア数	S	S	S	S	S	S
40	森林ボランティア団体数	A	S	S	S	A	S
41	企業・団体の森づくり活動箇所数	A	A	A	C	A	A
42	環境情報センター利用者数	C	C	S	C	C	C
43	やまなしの環境アクセス数	C	S	A	C	A	A
44	環境に関するフォーラム、国際シンポジウム参加者数	C	C	S	C	-	-
45	富士山環境保全活動参加者数	C	C	C	C	C	C
46	富士山環境教育参加者数	C	S	C	C	C	C
47	富士山チップ制トイレ協力度	A	A	A	A	-	A
48	電線類の地中化延長(富士北麓地域)			A	A	A	A
49	水源の森づくり面積	S					
	荒廃した民有林の整備面積	B	C	C	C	C	C
50	エコファーマー認定者数	A					
	やまなしGAPの認証者数			S	A	S	S
51	有機農業に取り組む面積	S	A	S	A	S	S
	農地・水保全管理共同活動取組面積	A					
52	多面的機能支払交付金による取り組み面積			A	A	A	A

<評価・分類方法> 年度毎に目標値に対する達成状況を次のとおり評価して分類

S 指標が目標値を達成しているもの

A 指標が基準値と比較し改善しているもの

B 指標が基準値と比較し横ばいであるもの

C 指標が基準値と比較し改善していないもの

*斜線となっている箇所については、第2次計画の中間見直しや関連計画の変更等に伴い指標の変更を行ったもの

*指標44「環境に関するフォーラム・国際シンポジウム参加者数」：R3、R4の評価時、題材が火山防災であったため評価不可

*指標47「富士山チップ制トイレ協力度」：R3は新型コロナウイルス感染症の影響により開山せず評価不可

2 県民の環境に関する意識、ニーズの変化

本県では、環境に関する県民の意識を把握するため、2022（令和4）年9月に県政モニターを対象にアンケート調査を実施しました。

図表2-25 県政モニターアンケート調査の実施経過

実施年	項目
1992（平成4）年	・環境に関する満足
2003（平成15）年	・重要と考える課題 　・環境に関する満足度 　・環境に関するニーズ
2007（平成19）年	・環境に関するニーズ
2013（平成25）年	・重要と考える課題 　・環境に関する満足度 　・環境に関するニーズ
2022（令和4）年	・重要と考える課題 　・環境に関する満足度 　・環境に関するニーズ

今回のアンケート結果を、過去実施した同様のアンケート結果と比較・分析した結果は次のとおりです。

2-1 重要と考える課題

アンケート調査では、最初に、環境、福祉、経済などの様々な課題項目の中から「重要と考える課題」を3つまで挙げてもらいました。

結果、県民が重要と考える課題は、「少子・高齢化の進展」（51.5%）、「地球の温暖化や砂漠化など地球規模での環境問題」（41.0%）、「ごみ処理や河川の汚れなど日常の生活環境問題」と、環境に関する課題が上位に挙げられました。また、環境に関する課題においては、「日常の生活環境問題」の回答率が下がった一方で、「地球規模での環境問題」の回答率が高くなっています。地球規模の環境問題への関心が高まっていることがわかります。

図表2-26 重要と考える課題

	H15		H25		R4	
	順位	回答率	順位	回答率	順位	回答率
少子・高齢化の進展	3	37.0%	1	53.3%	1	51.5%
地球の温暖化や砂漠化等地球規模での環境問題	4	35.3%	5	26.3%	2	41.0%
ごみ処理や河川の汚れなど日常の生活環境問題	1	59.9%	3	46.0%	3	34.6%
福祉・介護の問題	5	35.3%	2	47.4%	4	31.6%
生活のゆとりや質の向上に関する問題	10	9.7%	6	20.4%	5	22.9%
雇用や景気の問題	2	41.5%	4	40.5%	6	22.6%
子ども等の教育問題	7	16.6%	7	20.1%	7	16.0%
世界の戦争や紛争問題	6	20.4%	10	7.3%	8	14.2%
自分や家族の健康についての問題	9	15.2%	9	13.8%	9	12.0%
政治や企業の倫理の問題	8	15.6%	8	16.6%	10	8.4%
交通事故の増加など交通問題	11	6.2%	12	5.2%	11	8.1%
世界的な食糧問題	12	4.5%	11	5.9%	12	6.9%
		289人		312人		332人

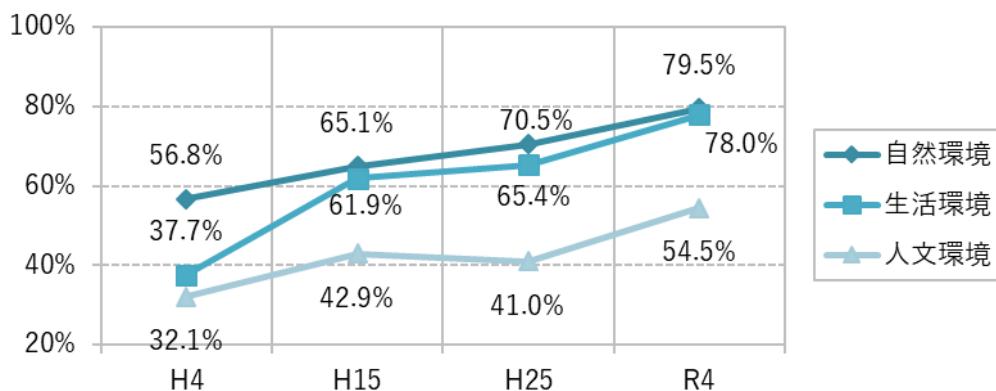
※順位の網掛けは前回の調査より順位が上がっているもの。

2-2 環境に関する満足度

県内の自然環境（自然、水や水辺、土、動植物等とのふれあい等）、生活環境（空気、川や湖のきれいさ、周辺の静けさ、清潔さ等）、及び人文環境（町や田畠の景観、公園、歴史的環境、文化財等）に関する県民の満足度を調査しました。

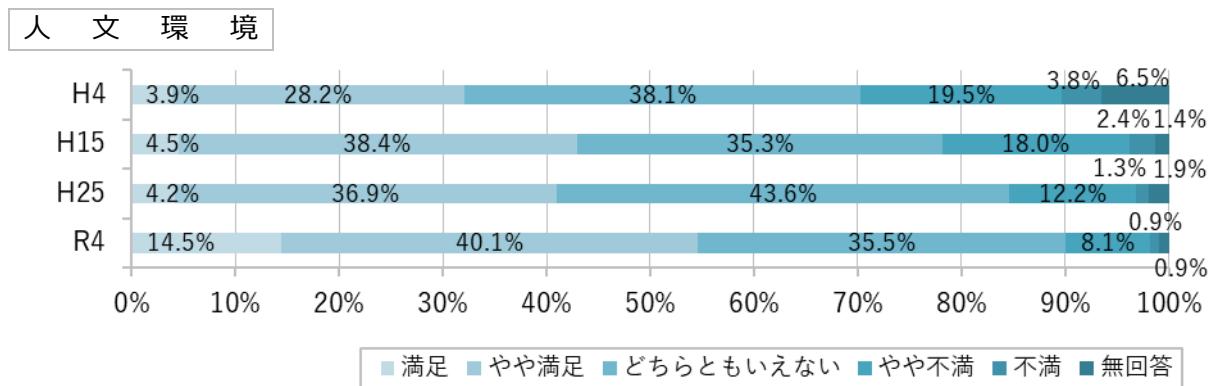
2022（令和4）年の調査結果においては、「満足」及び「やや満足」とした人の割合は、いずれにおいても大きく前回値を上回っており、着実に本県における環境の整備が進んでいることがうかがえます。

図表2-27 環境に関する満足度の推移（「満足」「やや満足」合計値）



図表2-28 環境に関する満足度の推移（分野毎）





2-3 環境に関するニーズ

環境保全のために行政に望む対策について、2003（平成15）年、2007（平成19）年、2013（平成25）年、2022（令和4）年に調査しました。また、2013（平成25）年調査、2022（令和4）年調査では、併せて「第1次山梨県環境基本計画」の施策分野の中で、重要なと考えるものについて3つ挙げてもらいました。

過去3回の調査結果を比較すると、「周辺の山・川などの自然環境の保全や水辺環境を整備すること」（3位→5位→2位→1位）、「川や湖をきれいにするために下水道その他の施設を整備すること」（3位→1位→1位→2位）、「学校等において環境教育・学習*を行うこと」（5位→6位→3位→3位）、「ごみの不法投棄を取り締まること」（1位→2位→4位→4位）といった項目が継続して上位となっています。

図表2-29 行政に望む環境保全の施策項目（重要度の推移）
 (2003（平成15）年、2007（平成19）年、2013（平成25）年、2022（令和4）年調査)

	H15		H18		H25		R4	
	順位	回答率	順位	回答率	順位	回答率	順位	回答率
周辺の山・川などの自然環境の保全や水辺環境を整備すること	3	43.1%	5	30.2%	2	45.2%	1	46.7%
川や湖をきれいにするために下水道その他の施設を整備すること	3	43.1%	1	41.5%	1	45.2%	2	38.9%
学校等において、環境教育・学習を行ふこと	5	33.1%	6	21.4%	3	34.9%	3	35.5%
ごみの不法投棄を取り締まること	1	46.8%	2	36.7%	4	31.4%	4	25.6%
用途に応じた適切な土地利用を行ふこと	10	15.3%	14	5.2%	7	13.8%	5	16.6%
廃棄物の最終処分場や再資源化施設を整備すること	2	45.6%	4	30.6%	5	19.9%	6	16.9%
大気汚染・振動・騒音などの公害を防止するため、自動車、工場などへの規制を行うこと	7	17.7%	7	17.7%	6	16.3%	7	16.3%
地球温暖化対策を行うこと	-	-	3	35.5%	12	8.3%	8	15.1%
広告や看板の設置を規制したり、電柱のない街並みを整備すること	9	16.9%	11	8.1%	8	12.5%	9	11.4%
樹木や花などを身近に植え環境美化を行うこと	11	8.5%	12	8.1%	9	10.6%	10	10.5%
地域住民による自主的な組織づくりやボランティア活動を支援すること	6	19.0%	9	16.1%	10	10.3%	11	7.8%
環境保全、快適環境の創造を目指した研究体制を整備すること	12	8.1%	13	5.6%	16	4.2%	12	5.7%
史跡や歴史的な建造物の保全を行うこと	14	4.8%	15	4.8%	11	9.3%	13	5.7%
環境保全活動の普及啓発活動を行うこと	-	-	10	8.5%	13	7.4%	14	5.4%
環境情報の提供を行うこと	13	6.9%	16	3.6%	15	4.5%	15	3.9%
ダイオキシンや環境ホルモン等の対策を行うこと	8	17.3%	8	17.3%	14	4.8%	16	0.3%
その他(自由記述)	16	2.0%	17	1.6%	17	1.9%	17	0.9%
特に必要ない	17	0.0%	18	0.0%	19	0.3%	18	0.0%
無回答	15	3.2%	18	0.0%	18	1.0%	19	3.3%
	248人		248人		312人		332人	

※順位の網掛けは直前回の調査より順位が上がっているもの。

一方、「第1次山梨県環境基本計画」の施策分野の中では、「1 循環型社会*システムの確立」(40.1%)、「2 豊かな自然環境の保全」(32.5%)、「重点6 地球温暖化対策の推進」、「重点3 水環境の保全等の推進」といった施策が重要と考えられています。

図表2-30 山梨県環境基本計画 分野毎のニーズの状況(2013(平成25)年、2022(令和4)年調査)

重要だと考える施策	H25		R4	
	順位	回答率	順位	回答率
1 循環型社会システムの確立	1	45.2%	1	40.1%
2 豊かな自然環境の保全	2	45.2%	2	32.5%
重点6 地球温暖化対策の推進	12	16.3%	3	25.0%
重点3 水環境の保全等の推進	7	13.8%	4	22.6%
5 環境教育・環境学習の推進	6	34.9%	5	21.7%
4 地球環境保全対策の推進	8	31.4%	6	21.7%
重点2 森林・緑地の保全等の推進	9	12.5%	7	20.5%
重点1 富士山の環境保全対策の推進	3	19.9%	8	19.6%
重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進	4	8.3%	9	19.0%
重点4 環境の保全に資する農業の促進	10	10.3%	10	13.6%
3 さわやかな生活環境の保全と創造	5	10.6%	11	10.2%
7 環境に関する情報の提供	13	7.4%	12	7.5%
8 環境に関する調査・研究	11	4.2%	13	6.9%
6 環境に関する自発的な活動の促進	14	9.3%	14	5.4%
無回答	15	4.5%	15	2.4%

※順位の網掛けは直前回の調査より順位が上がっているもの。

3 主な取組・成果

第2次環境基本計画では「山梨県環境基本条例」の基本理念及び計画の基本目標の実現に向け、4つの目指すべき将来像を定め、様々な施策を推進してきました。

主な取組・成果として、「環境負荷の少ない循環型の地域社会」に向けて、2017(平成29)年3月に「山梨県産業廃棄物適正処理ビジョン」を、翌4月には「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の適正処理・発生抑制等を推進しています。また、一般廃棄物総排出量は、指定ゴミ制度の導入や生ゴミ処理機の購入に対する助成等といったごみ減量化の取組により、改善傾向にあります。

「安全・安心で快適な生活環境」に向けては、本県の良質な水のブランド力を高め、健全な水循環を守り育てる「育水」という考え方のもと、「やまなし「水」ブランド戦略」を策定し、「水」の魅力を活用した県のイメージアップ及び地域・産業の活性化、さらには、持続可能な水環境の保全に努めています。また、大気汚染に係る指標については、エコドライブ*への意識の高まりや工場・事業場の監視指導の効果もあり、ほぼすべての項目で環境基準を達成しています。

「生物多様性に富んだ自然共生社会」に向けては、2014(平成26)年6月に「南アルプス」が、2019(令和元)年6月には「甲武信」がユネスコエコパーク*へ登録され、本県の持つ豊かな自然環境が国際的にも高く評価されています。また、森林整備については、植栽・保育・

間伐*等への支援を積極的に行い、実施面積が目標値を上回るなど、優れた自然環境の保全に努めています。加えて、2022（令和4）年7月には、峡東地域における周囲を山並みに抱かれた甲府盆地一帯の桃やぶどうなどの果樹地帯の景観が、「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」として世界農業遺産*に選定されました。

「地球環境の保全に貢献する地域社会」に向けては、2016（平成28）年3月に策定したエネルギー政策の基本指針となる「やまなしエネルギービジョン」により取組を進め、特に住宅用太陽光発電の導入出力は年々増加するなど順調に推移しています。木質バイオマス*利用施設数についても、目標値を上回っており、貴重な森林資源の有効活用につながっています。また、2021（令和3）年7月には、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定し、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図っています。

4 今後の課題

環境に関する県民のニーズとしては身近な環境整備や環境教育に関する項目が上位に多く、これらについては今後も県民の満足度の向上を目指し、適宜市町村等との連携を通じ、引き続き着実な取組を進めていきます。

一方で、近年県民の関心・ニーズが高まっている地球温暖化対策、また関連する生物多様性の確保等、地球規模の問題についても、県自身として取組を進めると同時に、県民・県内事業者等も含め、県内一丸となって取り組めるような普及啓発等も合わせ、積極的に施策を推進していきます。

第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

第1節 計画の基本目標

本県では、これまで「環境首都・山梨」（「『環境首都・山梨』づくりプラン」1994（平成6）年～）、「環境日本一やまなしの確立」（「山梨県環境基本計画」2005（平成17）年～）、「県民の環（わ）で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」（「第2次山梨県環境基本計画」2013（平成25）年～）を掲げ、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきました。健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受している私たちは、本県の環境を将来の世代へ引き継いでいく責任があります。

このため、第2章で述べた本県の環境の状況を踏まえ、「山梨県環境基本条例」で示された3つの基本理念に基づく取組を推進していくにあたり、本計画の基本目標を次のとおりとします。

＜第3次山梨県環境基本計画 基本目標＞

人と地球の豊かさを創り、未来へつなぐふるさと山梨

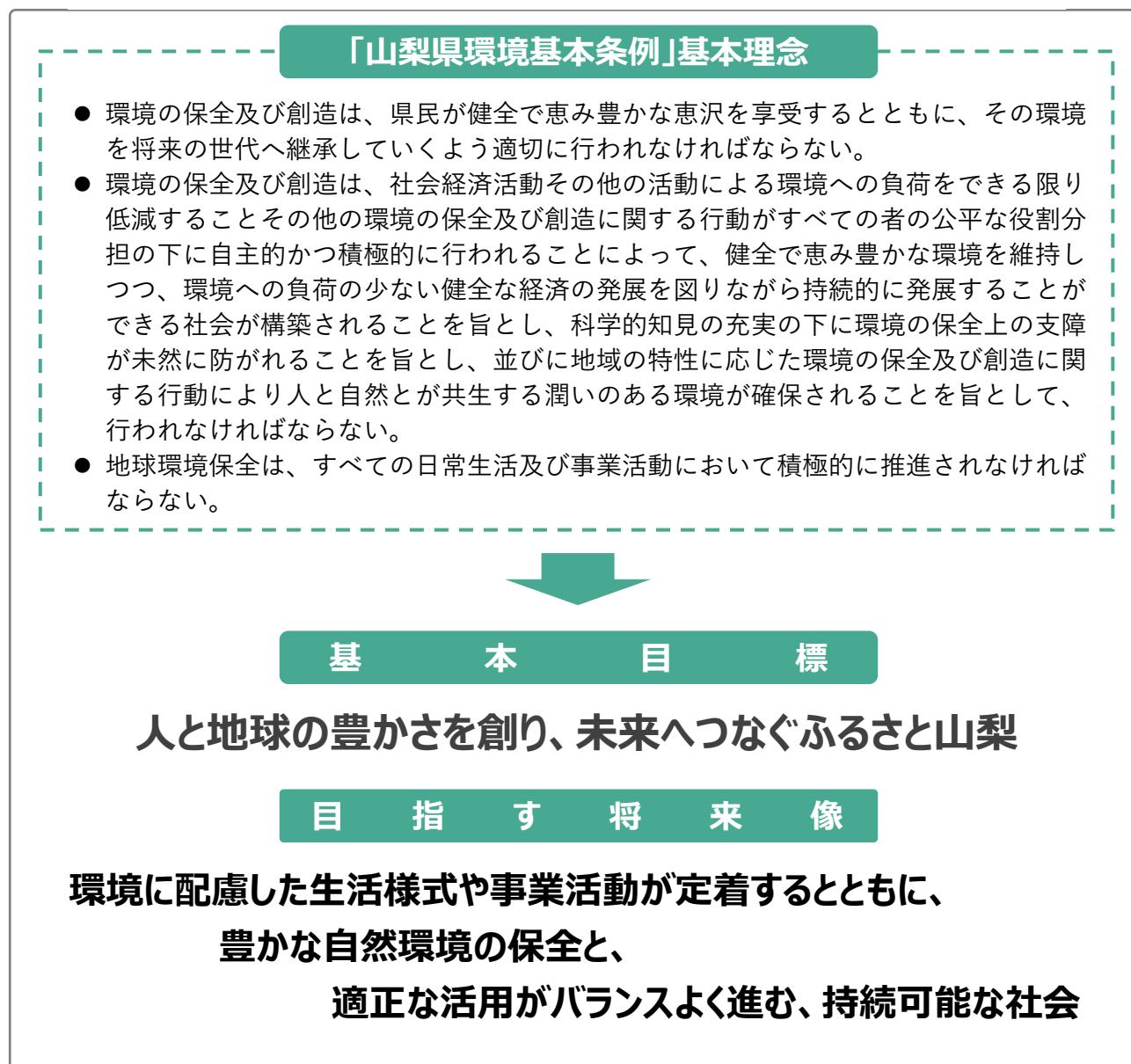
第2節 目指す将来像

「山梨県環境基本条例」の基本理念及び計画の基本目標の実現へ向けた取組を推進するにあたり、次のとおり目指す将来像を定め、施策を展開していきます。

＜目指す将来像＞

**環境に配慮した生活様式や事業活動が定着するとともに、
豊かな自然環境の保全と、
適正な活用がバランスよく進む、持続可能な社会**

図表3-1 条例の基本理念、基本目標、目指すべき目標の関係 イメージ図



第3節 施策展開の考え方

1 SDGsによる施策の推進

2015（平成27）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中では、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について17の目標（ゴール）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が提示されています。SDGsのそれぞれのゴールやターゲットは相互に関連しており、複数の課題を総合的に解決することを目指すとともに、目標達成に向け、あらゆるステークホルダーが参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言しています。

図表3-2 持続可能な開発目標（SDGs）

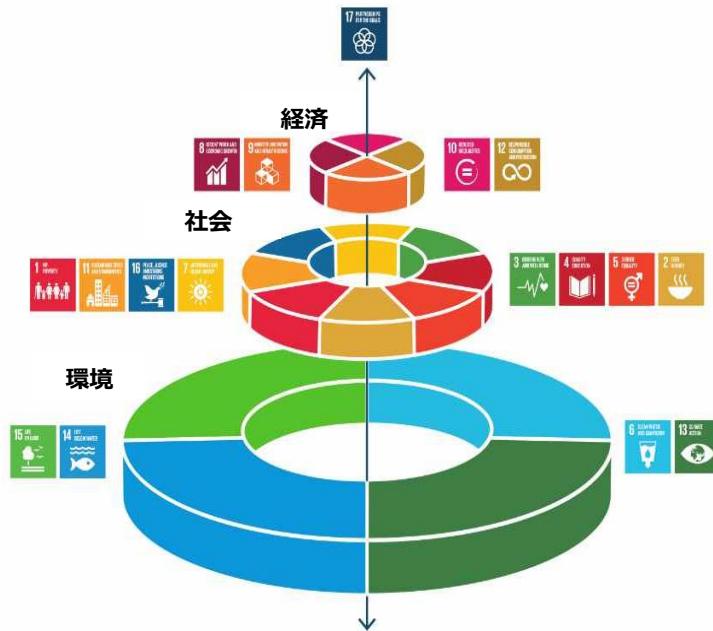


資料：国連広報センター

また、「SDGsの概念」を表す構造モデルとして、SDGsのウェディングケーキモデルがあります。このモデルでは、SDGsの17の目標について、「経済(ECONOMY)」「社会(SOCIETY)」「環境(BIOSPHERE)」の3つの階層に分類されており、「経済」は「社会」の上に、そして「社会」は「環境」の上に成り立つ、すなわち、「環境」こそが「経済」・「社会」の基盤であることを表しています。

本県においても、国際社会の一員としての役割を果たし、また県民の豊かさの創造のため、県民、民間団体、事業者、市町村等あらゆる主体とのパートナーシップにより環境の保全と創造のための施策を推進するなかで、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めていきます。

図表3-3 SDGsのウェディングケーキモデル



資料：ストックホルムレジリエンスセンター

2 地域循環共生圏の創造

地域循環共生圏については、地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成するとともに、近隣地域等との共生・対流を通じ、より広域的なネットワーク（自然的なつながり・経済的つながり）を構築し、地域資源を補完・支え合うことを目指し、地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから、「ローカルSDGs」とも呼ばれています。

本県は、富士山や八ヶ岳、南アルプスといった山々に代表される豊かな自然環境に恵まれながら東京圏とのアクセスも良好という自然的・地域的な特性、また県内各地域における特色を活かした産業や文化、世界最高レベルの基礎技術と研究実績が蓄積されている水素・燃料電池*関連技術等、多様な魅力ある地域資源を有しています。

こうした本県ならではの強みを発揮し、例えば、本県経済の大きなウエイトを占める観光産業について、豊かな自然環境や地域に根差した史跡や食、イベントなどの地域資源の保全と利用のバランスを図りながら、多様化する旅行ニーズに対応した様々な活動を可能とする山梨独自の観光を「やまなしツーリズム」とし、地域特性に応じたサステナブル・ツーリズムの推進を図ります。また、今後より一層の取組が求められる地球温暖化対策においては、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステム*の導入の促進により、脱炭素化と同時に地域経済の活性化やレジリエンス（強靭性）の向上を図るなど、地域の高付加価値化とともに地域のコミュニティに活力をもたらし、それがさらなる循環につながっていくよう、取組を進めています。

第4章 環境の保全と創造のための施策の展開

第3章で示した計画の基本目標・目指すべき将来像を実現するため、国際社会の一員として当然かつ強力に取り組んでいく分野（第1節～第3節）、日常生活の基礎となる分野（第4節）における施策を展開するとともに、各分野の施策を展開していくために必要となる共通的・基盤的な施策（第5節）を併せて推進します。

また、計画の進捗状況を把握・管理する指標として、計33項目を設定します。

図表4-1 第4章の体系

第1節 地球環境の保全

1-1 地球温暖化の防止

1-2 気候変動への適応

1-3 オゾン層の保護対策の推進

指標：3項目

第2節 生物多様性・自然環境の保全

2-1 生物多様性の保全

2-2 自然環境の保全

2-3 自然とのふれあいの推進

指標：9項目

第3節 循環型社会の形成

3-1 3R+Renewable*の推進

3-2 廃棄物等の適正処理の推進

3-3 不法投棄の防止

指標：8項目

第4節 生活環境の保全

4-1 大気汚染の防止

4-2 水質の保全

4-3 化学物質による環境汚染の防止

4-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壤汚染等の防止

4-5 放射性物質*の監視

4-6 魅力ある景観づくり

指標：8項目

第5節 基盤となる施策の推進

5-1 環境教育・環境学習等の推進

5-2 環境活動・協働取組の促進

5-3 環境情報の提供

5-4 調査研究・国際協力の推進

5-5 DXの推進

指標：5項目

第1節 地球環境の保全



■ 現状と課題

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、水害・土砂災害等の気象災害をもたらす大雨・短時間強雨の頻発化の背景には、気候変動の影響による異常気象に加え、地球温暖化の影響があると考えられるとともに、気候の変化の要因について、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが指摘されています。

さらに、今後とも地球温暖化の進行が見込まれ、豪雨や猛暑のリスクが一層高まることが予測されるなかで、気候変動は全ての大陸と海洋にわたって、自然及び人間社会に影響を与えており、温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まると言われています。

2015（平成27）年12月に採択された「パリ協定」は、世界全体の平均気温の上昇を2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。また、我が国においても、2020（令和2）年に、「2050年カーボンニュートラル*」を宣言するとともに、2030（令和12）年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

こうした状況下、地球環境の保全は私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることができない喫緊の課題であり、本県においても国際社会の一員として、脱炭素化等、地球環境の保全の取組を進めていく必要があります。

さらに、世界的に企業や金融機関において、脱炭素化を企業経営に取り込み、リスクを回避するとともに、ビジネスのチャンスとして捉える動きが企業経営の潮流となっていることから、本県においても地域資源等を生かしながら、脱炭素化の取組が地域経済の活性化や雇用創出、地域課題の解決等につながるよう、多面的に施策を推進し、本県の発展につなげていくことを目指します。

■ 施策の方向

1-1	地球温暖化対策の推進
1-2	気候変動への適応
1-3	オゾン層の保護対策

1-1 地球温暖化対策の推進

- (1) 「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら、実効性のある取組を推進します。
- (2) 家庭や事業者等における、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備や環境負荷の低い次世代自動車、省エネ性能の高い機器・設備等の導入を促進します。
- (3) 地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギー*の導入を拡大します。
- (4) 事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備の整備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。
- (5) 県内の森林資源を有効活用するため、製材残材や未利用間伐材などの木質バイオマスの利活用を推進します。
- (6) 家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大、CO₂フリー水素サプライチェーンの構築、水素・燃料電池関連産業の振興を図ります。
- (7) 既設水力発電所の安定的稼動によるクリーンエネルギーの安定供給に努めます。
- (8) 水力発電の有望地点について開発調査を行うとともに、平成25（2013）年度から10地点程度の小水力発電*の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
- (9) 小水力発電について、自治体や事業者等に向け有望地点の情報提供やセミナー等の実施、また市町村や土地改良区が行う農業用水への施設整備等の支援により導入の拡大を図ります。
- (10) P2Gシステム*（水素関連システム）等による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
- (11) 「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、地域環境と調和した太陽光発電施設の適正な導入を図ります。
- (12) パークアンドライド*やエコ通勤*、アイドリングストップ*等エコドライブの普及促進により、運輸部門のCO₂排出量削減を推進します。

- (13) 森林の適切な森林の整備・保全を推進することにより、森林のCO₂吸収量の確保を図ります。
- (14) 農業分野における温室効果ガスの削減を積極的に推進するため、土壤（農地）に炭素を貯留することで大気中の二酸化炭素の削減に貢献する4パーセント・イニシアチブ*の取組を推進します。
- (15) 森林による二酸化炭素の固定化を促進するため、公共施設や公共工事等における県産木材の利用や県産木材を使用した木造住宅の需要の拡大など、木材資源の循環利用を推進します。
- (16) 県有林内における適切な間伐などによる二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、カーボン・オフセット*に取り組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益を県有林の森林整備に活用します。
- (17) 県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
- (18) 市町村における区域の温室効果ガス排出量の削減等の施策の推進や自らの事務・事業に関して率先的な取組の実施を支援します。
- (19) 県民や事業者など各主体による脱炭素に向けた取組を推進するため、地球温暖化防止活動推進員*、地球温暖化防止活動推進センター*、その他各種団体・民間事業者等多様な主体との連携及び協力を得ながら、普及啓発を図ります。
- (20) 米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに、再生可能エネルギー等に関する情報発信を行います。

1-2 気候変動への適応

- (1) 温室効果ガスを減らす「緩和策*」に加え、温暖化による悪影響に備える「適応策*」を「山梨県地球温暖化対策実行計画」において提示するとともに、本県の気候変動適応計画として位置づけ、農業・林業分野や健康分野など幅広い取組を推進します。

1-3 オゾン層の保護対策

- (1) 県民、事業者に対して特定フロン類の適正回収・破壊処理等に関する普及啓発を行うとともに、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」等に基づき、冷凍空調機器、カーエアコンなどからの特定フロン等の回収・破壊処理等を促進します。
- (2) 事業者が行う代替フロン*、脱フロンのための施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

■ 環境指標

施策の推進により、本県においても様々な主体の取組を通じ2050年カーボンニュートラルを実現し、2030（令和12）年には国の2013年度比46%削減を上回る目標を目指すなかで、その達成に向け、以下指標を設定します。

	項目	基準値	目標値
1	温室効果ガス総排出量	7,058千t-CO ₂ (H25)	3,363千t-CO ₂ (基準年度比▲50%) (R12)
2	再生可能エネルギー導入目標	1,215MW (R2)	1,756MW (R12)
3	最終エネルギー消費量削減目標	79,076TJ (H25)	55,139TJ (R12)

※ () 内は年度

※次の指標は、関連する計画等において目標が設定されており、計画改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1~3：山梨県地球温暖化対策実行計画（R5~R12）

第2節 生物多様性・自然環境の保全



■ 現状と課題

本県では、地形・地質や気候など変化に富んだ自然のもと、様々な動植物が生息・生育し、国内でも有数の生物多様性に富んだ豊かな生態系が形成され、2014（平成26）年6月に「南アルプス」、2019（令和元）年6月には「甲武信」がユネスコエコパークに登録されています。

しかしながら世界的に、人間活動によって生物多様性と生態系サービス*は悪化し続けています。2019（令和元）年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）*により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されており、例えば、世界の陸地の75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失したこと、また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されていることなどが示されました。同報告書においては、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化しており、このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できないことが指摘されています。

こうした危機感を背景とし、1992（平成4）年の「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」の採択、2010（平成22）年のCOP*10での「愛知目標」を経て、2022（令和4）年12月に開催されたCOP15において「昆明モントリオール生物多様性枠組*」が採択され、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）*」の方向性が打ち出されています。本枠組みにおいては、2021（令和3）年にG7サミットで合意された、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である「30by30（サーティ・バイ・サーティ）*」も2030年ターゲット（行動目標）として掲げられました。我が国においても、「生物多様性戦国家戦略2023-2030（2023（令和5）年3月閣議決定）」において、2050年ビジョン「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられています。

こうした世界的な潮流のなかで、本県も決してその例外ではなく、森林や湖沼、河川などにおいて、生態系への影響や、多くの野生動植物に絶滅のおそれがある生じており、豊かな自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会を構築するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の取組を進めていく必要があります。

■ 施策の方向

2-1	生物多様性の保全
2-2	自然環境の保全
2-3	自然とのふれあいの推進

2-1 生物多様性の保全

- (1) 「やまなし生物多様性地域戦略」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を推進します。
- (2) 保護地域の拡大、環境省・自然共生サイト*への登録（森林、農地、重要里地里山など）によりOECM*の拡大を図ることにより、30by30目標の実現に貢献します。さらに、本県独自の取り組みとして、陸域については、国の目標を上回る 50 %を目指します。
- (3) 環境省・30by30アライアンスへの参加を推進します。
- (4) 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブック*を活用するとともに、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の捕獲・採取や取引を規制し保護に努めます。
- (5) 希少種の保全活動や、外来種の防除活動事業費の補助により、活動を支援します。
- (6) 開発計画等（環境影響評価*の対象とならない小規模開発を含む）において、希少野生動植物の適切な保全対策が講じられるよう、開発行為を行う事業者等に対して県レッドデータブックや希少種モニタリング調査データを活用し、当該地における希少野生動植物の生息・生育状況等の情報を提供します。
- (7) 山岳レインジャー や自然監視員の巡回監視活動により、自然植生の分布地域の把握や高山植物、自然記念物等の保護に向けた取組を推進します。
- (8) 学術上価値の高い動物、植物について、文化財（天然記念物）としてその保護を図ります。
- (9) 県民の貴重な財産である豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るために、自然保護大会等の各種イベントやレッドデータブック及びパンフレット、ホームページなどを通じて適切な知識の普及を図ります。
- (10) 鳥獣保護区*の指定や鳥獣の生息状況の把握、傷病鳥獣の保護など、人と野生鳥獣との共生及び生物多様性の保全に関する総合的な取組を推進します。
- (11) ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。

- (12) 管理捕獲従事者の確保・育成を推進します。
- (13) 地域ぐるみの被害防止対策を効率的に実施するため、鳥獣害防止技術指導員や集落リーダーの育成・活動支援等を行います。
- (14) 野生鳥獣による農作物への被害を軽減するため、市町村に設置されている鳥獣害防止協議会や関係機関と連携し、侵入防止施設の整備を推進します。
- (15) 野生鳥獣による農作物への被害を軽減するため、市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づいて、地域ぐるみで行う被害防止対策を支援します。
- (16) 鳥獣害対策として捕獲したニホンジカのジビエ*や皮製品としての有効利用を推進します。
- (17) アライグマなど、農業被害や人的被害を引き起こし、また在来種の生息を脅かす特定外来生物*の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。
- (18) オオキンケイギクなど特定外来生物の調査結果等を積極的に提供し、民間団体等との連携により、地域の取り組みを促進します。
- (19) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。

2-2 自然環境の保全

- (1) 富士山、南アルプス、八ヶ岳、秩父山塊などの原生の自然や景観を将来の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、環境保全に関する施策を進めます。
- (2) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を發揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (3) 県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
- (4) 荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導します。
- (5) 長期間放置され、草木の繁茂により荒廃した里山林における不要木や侵入竹の除去等を行い、里山を再生します。
- (6) 原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生息・生育地として、自然に委ねることを基本とし、必要に応じて、植生の復元など森林生態系を適切に保全、管理します。
- (7) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。

- (8) 生態系の保全や自然とふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和を図るなど環境に配慮した治山林道施設の整備を推進します。
- (9) 山岳地域においては、自然環境の保全と自然景観の確保を目的に、登山道や山小屋のトイレの改善・設置を図るための取組を進めます。
- (10) 優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為等の規制による保全に努めるとともに、自然の劣化が見られる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。
- (11) 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物については、地元の協力を得ながら、巡視、清掃活動を推進します。
- (12) 自然環境保全地区及び自然記念物を自然監視員が巡回監視することで、自然環境保全を図るとともに、訪れる人々への自然環境保護意識の高揚を図ります。
- (13) 公共事業や大規模な開発行為等による環境への負荷の軽減を図ることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を図るため、「山梨県環境影響評価条例」等に基づく環境影響評価制度の適正な運用を行うとともに、その実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等を行います。
- (14) 温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
- (15) 農業・農村の多面的機能の保全を図るため、地域の共同組織が行う農業用水路等の地域資源の保全活動を支援します。
- (16) 有機農業*に取り組む農家を増やすため、技術向上に資する研修の開催、地域普及展示圃を設置します。
- (17) 安全・安心な農産物の供給や環境に配慮した生産を図るため、GAP*の認証取得を支援し、GAPの導入を推進します。
- (18) 世界農業遺産に認定された峡東地域の歴史ある果樹農業システムを維持発展させるため、保全や活用に向けた取り組みを支援します。

2-3 自然とのふれあいの推進

- (1) 自然散策やフットパス、スポーツ体験、フルーツ狩りなど、本県の地域資源を生かした体験プログラムの開発を促進します。
- (2) 温泉や森林、高原気候などの地域資源を活用した健康プログラムを提供することにより、環境との共生を図りながら、観光振興や健康増進を目指すウェルネスツーリズムを推進します。
- (3) 生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークとして、南アルプスエコパーク及び甲武信ユネスコエコパークの利活用を図ります。

- (4) 都市住民と地域住民との交流・連携を促進するとともに、里山に関わるNPO等と協働で森林ボランティア等の支援や里山の新たな利活用を図りながら、県民参加の里山活動を推進します。
- (5) 八ヶ岳自然ふれあいセンターなどの県有施設における体験学習をはじめとした、自然とのふれあいを目的とした各種講座の開催など、自然環境の保全、保護意識の向上を図るための普及啓発を進めます。
- (6) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」等のフィールドの積極的な活用を図ります。
- (7) 山梨県緑化計画にのっとり、県民、企業・団体などの多様な主体と協働・連携して緑化を推進します。
- (8) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。
- (9) 森林や緑を大切にする心を育てるため、小学生以下の児童を対象とした、緑を活用した環境教育プログラムを推進します。
- (10) 子供たちが、山梨の豊かな自然や多様な生物への理解を深め、それらに対する愛情をもつことができるよう、郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習の推進を図ります。

■ 環境指標

施策の推進により、生物多様性の損失を食い止めて回復させ、その恵みを後世に引き継ぎ、さらに豊かにすることを目指すなかで、その達成に向け、以下指標を設定します。

	項目	基準値	目標値
1	保護地域及びOECMの面積割合	31% (R4)	50% (R12)
2	県レッドデータブック掲載絶滅危惧種（501種）の絶滅リスクの維持または低減	—	絶滅リスクの維持または低減 (R12)
3	新たな侵略的外来種の封じ込め率	—	100% (R12)
4	ニホンジカの推定生息数（階層ベイズ法による中央値）	41,885頭 (R4)	17,000頭 (R12)
5	環境省・30by30アライアンスへの参加者数	4件 (R5)	150件 (R12)

6	生物多様性の言葉の認知度	74% (R5)	100% (R12)
7	生物多様性に関連する保全活動団体への支援数	希少種：0件 外来種：1件 (R4)	希少種：10件 外来種：10件 (R12)
8	農作物被害金額	140百万円 (R4)	123百万円 (R8)
9	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	54.8% (R1)	70.5% (R9)

※ () 内は年度

※次の指標は、関連する計画等において目標が設定されており、計画改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1~3,5~7：やまなし生物多様性地域戦略（R6～R12）
- 指標4：第3期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（R4～R8）
- 指標8：やまなし農業基本計画（R5～R8）
- 指標9：山梨県社会資本整備重点計画（第四次）（R3～R7）

第3節 循環型社会の形成



■ 現状と課題

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。

こうした中で、競争条件への影響も踏まえ、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動全体の在り方が強調されている「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の取組は、昨年のG7でも、気候変動対策、生物多様性の保全と並ぶ国際社会共通の課題となっています。

3R（発生抑制・再使用・再生利用）+ Renewable（バイオマス*化・再生材利用等）の資源循環の取組によっては、我が国における温室効果ガス全排出量の約36%が削減可能という試算があるとともに、資源の効率的使用、長期的利用や循環利用、ライフサイクル全体での適正な化学物質や廃棄物管理による新たな天然資源の投入量・消費量の抑制は、資源の採取・生産時等における生物多様性や大気、水、土壤などの保全、影響を低減することにもつながります。2022（令和4）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理段階に至るまでのライフサイクル全体で、3R+Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。

また、近年では、東日本大震災とそれにより引き起こされた原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興に引き続き取り組んでいく必要があることに加え、東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生しており、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など、東日本大震災を大きく上回る災害の発生が懸念されていることから、万全な災害廃棄物処理体制を構築していくことが必要です。

本県においても、県民や事業者の健全な日常生活や事業活動に伴い発生する廃棄物等について、天然資源の消費を抑制し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方を改めて見直し、「物を大切にする文化」のもとで、3R+Renewableを推進することにより、環境への負荷を低減した循環型社会の形成とともに、不測の事態でも揺るがない廃棄物処理体制の構築等を推進していく必要があります。

■ 施策の方向

3-1	3R+Renewableの促進
3-2	廃棄物等の適正処理の推進
3-3	不法投棄の防止

3-1 3R+Renewableの促進

- (1) 廃棄物等の発生抑制等を推進し、循環型社会の実現を図るため、本県の廃棄物に関する現状や課題を踏まえて策定する「山梨県廃棄物総合計画」に基づき、施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を開催し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
- (3) 産業廃棄物を一定量以上排出する事業者等に対して、産業廃棄物の減量化や再生利用など適正処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定を促進し、その適切な運用を徹底します。
- (4) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。
- (5) 環境に配慮した事業活動を促進するため、環境管理に関する国際規格であるISO14001*など環境マネジメントシステム*を認証取得する事業者に対する一定要件のもとでの融資やアドバイザー派遣の支援を行います。
- (6) 「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、使い捨てプラスチック製品等の削減、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理プラスチックの代替品の利用促進、プラスチックごみの減量化等を推進します。
- (7) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）*」及び「山梨県分別収集促進計画」に基づき、容器包装の適切なリサイクルが図られるよう、市町村が行う分別の徹底や資源の効率的な回収に対し技術的な支援を行うとともに、県民への普及啓発を行います。
- (8) 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の適正・円滑な推進に向けた普及啓発を行い、冷蔵庫、テレビ等特定家庭用機器のリサイクルを促進します。
- (9) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」による使用済み小型家電の適切なリサイクルが図られるよう普及啓発を行うとともに、分別等を行う市町村に対し情報提供等の支援を行います。
- (10) 使用済自動車について、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の登録・許可を有する事業者に対して、法に則った適正処理の指導

を行うとともに、関係団体等との連携を図りながら、使用済み自動車のリサイクルを促進します。

- (11) 建設廃棄物について、廃棄物処理業者に対する適正なリサイクルの指導を行うとともに、「建設リサイクル推進計画2020」に基づき、県の発注する建設工事において発生する建設廃棄物の再資源化・縮減率の向上及び建設資材として利用可能な再生資材の活用や建設発生土の利用促進を図ります。
- (12) 家畜排泄物の有効活用を推進するため、高品質な堆肥生産に向けた技術指導やペレット化堆肥の実証・普及、構築連携体制を構築します。
- (13) 事業者が行うリサイクル等に資する施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。
- (14) 製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスを削減するため、事業者・県民の意識啓発や知識の普及、フードチェーン全体での食品ロス削減の推進に取り組みます。
- (15) 廃棄物の発生の少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を購入するグリーン購入*や地産地消を推進するとともに、県民等への普及啓発を進めます。

3-2 廃棄物等の適正処理の推進

- (1) 「山梨県ごみ処理広域化計画」等に基づき、市町村の広域的連携による一般廃棄物の適正な処理体制の整備を推進します。
- (2) ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設の設置者に対して構造基準、維持基準の徹底を図るとともに、ダイオキシン恒久基準への適合を継続的に監視します。
- (3) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者について監視、指導を行い、産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度*の徹底を図ります。
- (4) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の促進を図ります。
- (5) 災害時における廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、平常時、応急対応時、復旧・復興時における体制整備の充実を図ります。
- (6) 発生した災害の状況や規模に応じ、必要となる広域的処理体制を迅速に構築するため、県内外における自治体間等の連携強化に努めます。
- (7) 県内及び全国の産業廃棄物処理状況やリサイクル技術を含む廃棄物処理技術の進展等の動向把握に努め、必要に応じて、産業界、廃棄物処理業界及び市町村等の意見を踏まえ、廃棄物最終処分場の設置の必要性や整備手法等について検討します。

- (8) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理について、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、監視の一層の強化を図るとともに、適正処理に関する普及啓発に積極的に努めます。
- (9) 金属スクラップや堆肥原料などの再生資源物について、適正な保管や処理が図られるよう、監視・指導を行います。

3-3 不法投棄の防止

- (1) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。
- (2) 不法投棄などの事案に対しては、警察などと連携を図るなかで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律*」に基づき、厳正に対処します。

■ 環境指標

施策の推進により、本県においても廃棄物の排出量削減やリサイクルの促進等を図るなかで、その達成に向け、以下指標を設定します。

	項目	基準値	目標値
1	一般廃棄物総排出量	299千t (H30)	266千t (R7)
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	590g/日 (H30)	468g/日 (R7)
3	一般廃棄物再生利用率	17.0% (H30)	25.0% (R7)
4	一般廃棄物最終処分量	19千t (H30)	16千t (R7)
5	産業廃棄物総排出量	1,698千t (H30)	1,712千t (R7)
6	産業廃棄物再生利用率	52% (H30)	52% (R7)
7	産業廃棄物最終処分量	21千t (H30)	21千t (R7)
8	新たな不法投棄確認箇所数	928箇所 (R1~R4の平均値)	4年間の平均が R4年度までの過去4年 間の平均に比べて減少

※ () 内は年度

※次の指標は、関連する計画等において目標が設定されており、計画改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～7：第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）
- 指標8：山梨県総合計画（R5～R8）

第4節 生活環境の保全



■ 現状と課題

良好な大気環境や清らかな水環境、静けさ、緑豊かな生活空間などは、私たちが健康で快適な生活を営むうえで大変重要な要素です。

本県では、これまで大気汚染や水質汚濁防止対策など、生活環境を保全するための取組を進めてきましたが、大気に関しては、窒素酸化物や浮遊粒子状物質等は近年環境基準を達成しているものの、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、環境基準が非達成となっています。また、近年、微小粒子状物質（PM2.5）が新たな問題となっており、発生源や生成機構等の調査研究が進められています。水質については、下水道や浄化槽*等の普及に伴い、長期的には改善傾向がみられるものの、一部の公共用水域において環境基準を達成していない状況にあります。騒音と悪臭については、苦情件数が長期的には増加傾向となっています。

近年のダイオキシン類の常時監視の結果では、大気、公共用水域（水質・底質）、地下水質、土壌の調査地点の全てにおいて環境基準を達成していますが、こうした環境汚染の実態把握は、今後も継続して実施していくことが必要です。

また、豊かな緑や調和のとれた美しい景観は私たちに安らぎとうるおいを与えます。そのため、地域における緑づくりへの取組を促進するとともに、歴史的な建築物が織り成す街並みや歴史的、文化的資源の保護を図っていくことが重要です。

■ 施策の方向

4-1	大気汚染の防止
4-2	水質の保全
4-3	化学物質による環境汚染の防止
4-4	騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壤汚染等の防止
4-5	放射性物質の監視
4-6	魅力ある景観づくり

4-1 大気汚染の防止

- (1) 大気汚染の状況を広域的かつ的確に把握するため、大気汚染状況の常時監視を行います。

- (2) 「大気汚染防止法」等の関係法令に基づき、ばい煙*発生施設等を設置している工場や事業場の監視、指導を行い、大気汚染物質の排出基準の遵守を徹底します。
- (3) 自動車や家庭等の小規模燃焼施設から窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）の排出を削減するため、次世代自動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等）や低NOx燃焼機器の導入や、アイドリングストップ等エコドライブの普及促進を図ります。
- (4) 光化学オキシダント濃度に関する情報提供や、緊急時における光化学スモッグ注意報等の発令により、光化学オキシダントによる健康被害の発生の未然防止に努めます。また、大気環境の状況に関し、近隣都県との密接な情報交換に努めます。
- (5) 微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報提供や、高濃度時における注意喚起情報について、速やかな情報提供に努めます。
- (6) 事業者が行う大気汚染防止のための施設の整備及び「低排出ガス車認定実施要領」に基づき国土交通大臣が認定した自動車の購入等に対し、一定要件のもと、融資を行います。
- (7) 揮発性有機化合物（VOC）*の排出を削減するため、工場や事業場における VOC排出削減対策を推進します。

4-2 水質の保全

- (1) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行い、必要に応じ対策を講じるとともに、その結果について広く公表します。
- (2) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化*を防止する等、水質の保全に努めます。
- (3) 「水質汚濁防止法」等に基づき、工場や事業場に対し排水規制、地下水汚染の未然防止に係る規制を行うとともに、監視、指導を徹底します。
- (4) 「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」に基づき、地域特性を踏まえ、流域下水道、公共下水道、農業集落排水*施設、コミュニティープラント*、浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ適切な整備を推進するとともに、適正な維持管理の徹底を促進します。
- (5) 環境への負荷低減を図るため、堆肥等を活用した土づくり並びに化学肥料使用量及び化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業*を推進します。
- (6) 事業者が行う水質汚濁防止のための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

4-3 化学物質による環境汚染の防止

- (1) ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、土壤中の濃度を測定します。
- (2) 「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等を設置する工場や事業場の監視、指導を徹底します。
- (3) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、排出事業者へ化学物質の排出・移動量の把握と届出を指導し、環境汚染の未然防止を促進します。
- (4) 県民、事業者、県が環境中に排出される化学物質について正確な情報を共有化し、相互に意思疎通を図る化学物質の管理に関するリスクコミュニケーション*の促進を図ります。
- (5) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の促進を図ります。
- (6) 事業者が行う「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設から発生又は排出されるダイオキシン類を処理するための施設の整備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。

4-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壤汚染等の防止

- (1) 主要道路の騒音の状況を継続的に把握し、各種の騒音対策の基礎資料とするため、自動車騒音の常時監視を行います。
- (2) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (3) 地盤沈下量の状況を正確に把握するため、一級水準測量や地下水位観測を行います。
- (4) 土壤汚染の未然防止に向けて、工場や事業場等に対して施設の構造や有害物質の適正管理等について指導を行います。また、「土壤汚染対策法」に基づき、土壤汚染の把握及び土壤汚染による健康被害防止のため、適切な指導を行います。
- (5) 良好的な照明環境を実現するため、広域に影響が及ぶサーチライトなどによる光害*を防止します。
- (6) 事業者が行う騒音・振動・悪臭等を防止するための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

4-5 放射性物質の監視

- (1) 環境放射能*モニタリング調査を継続的に実施し、その結果を公表します。

4-6 魅力ある景観づくり

- (1) 市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し、地域の風土や歴史、産業などと密接に関わって形成されてきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類地中化や街路樹等の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や、優れた建築物や屋外広告物等への表彰により個性的で優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (4) 良好的な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。
- (5) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備等を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (6) 農業・農村の多面的機能の保全を図るため、地域の共同組織が行う農業用水路等の地域資源の保全活動を支援します。
- (7) 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図ります。
- (8) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (9) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。

■ 環境指標

施策の推進により、良好な生活環境の保全を図り、県民の環境への満足度の更なる向上を目指すなかで、その達成に向け、県民の生活に身近な大気・水質・騒音等の以下指標を設定します。

	項目	基準値	目標値
1	大気汚染に係る環境基準を全ての有効測定期で達成した項目数 (二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・微小粒子状物質)	5/5 (R4)	5/5 (R12)

2	大気汚染に係る環境基準達成率(光化学オキシダント)	0/10 (R4)	達成率の向上 を図ります。
3	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	22地点中22地点 (R4)	22地点中22地点 (R12)
4	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)
5	生活排水クリーン処理率*	86.3% (R4)	92.2% (R12)
6	ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壤)	すべての調査地点で 達成(R4)	すべての調査地点で 達成(R12)
7	自動車騒音に係る環境基準達成率	全国平均	全国平均を上回る 達成率を維持します。
8	電線類の地中化延長	134km (R1)	190km (R9)

* () 内は年度

※次の指標は、関連する計画等において目標が設定されており、計画改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標5：山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～37)
- 指標8：山梨県社会資本整備重点計画（第四次）(H28～37)

第5節 基盤となる施策の推進



■ 現状と課題

現在の環境問題は地球規模で発生しており、私たちの日々の生活や事業活動に起因する環境への負荷が、自分たちばかりでなく、地球規模の環境にまで大きな影響を及ぼしています。

こうした問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりがライフスタイルや事業活動のあり方を再考し、環境保全のために主体的に行動していくことが不可欠になっており、環境教育の果たす役割がますます重要になっています。

今後も2013（平成25）年3月に策定した「環境教育等推進行動計画」に基づき、環境教育を担う人材の育成、体験を重視した環境学習の機会の提供、地球温暖化などの地球規模の環境問題の防止に向けた環境教育などを豊かな自然に恵まれた本県の特色を生かしながら一層推進していくとともに、環境美化活動や緑化活動、地球温暖化防止に向けた取組など、地域の取組の輪をさらに広げていくことが必要です。

また、県民、民間団体、事業者等に対して環境問題に関する理解や環境活動への自主的な取組を積極的に進めていくため、環境情報の充実はもとより、正確な情報の迅速な発信に努めています。

さらに、環境の保全を適切・効果的に進めていくため、衛生環境研究所等の県立試験研究機関での環境モニタリング等による県内の環境の状態の把握だけでなく、環境保全や各種環境問題の原因究明及び対策に関する調査研究や技術開発を推進するとともに、国内外の各種研究機関等との連携等の国際協力、DX等を推進していきます。

■ 施策の方向

5-1	環境教育・環境学習等の推進
5-2	環境活動・協働取組の促進
5-3	環境情報の提供
5-4	調査研究・国際協力の推進
5-5	DXの推進

5-1 環境教育・環境学習等の推進

- (1) 「やまなし環境教育等推進行動計画」に基づき、環境教育や環境学習に係る施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 学校教育や社会教育における、環境学習や自然体験活動、エネルギー教育等を通して、やまなしエコティーチャーなどを積極的に活用しながら、特色のある環境教育を推進するとともに、環境保全活動につなげる取組を進めます。
- (3) 学校、民間団体、地域との連携を図る中で、こどもエコクラブ*や緑の少年隊*などの活動の促進を図るとともに、環境保全について学ぶ機会を提供します。
- (4) 市町村の自主的な環境学習活動を支援するため、啓発資料等の提供を行います。
- (5) 森林総合研究所「森の教室」などの県有施設における体験学習や各種講座の開催を通じて、森林の役割や自然の大切さを学ぶ機会を提供します。
- (6) 自然体験等の場として環境教育に活用される土地や建物を、環境教育等促進法の「体験の機会の場」として認定します。
- (7) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。
- (8) 県民・事業者の環境教育や環境学習を支援するため指導者を派遣し人材の育成に努めます。
- (9) 森林総合研究所などにおいて、教職員等を対象とした環境教育等に関する指導者養成のためのプログラムを実施します。

5-2 環境活動・協働取組の促進

- (1) 県民、事業者等が自らの手で道路、河川、公園等の清掃、植栽などの美化活動を行う土木施設環境ボランティアにより、身近な公共施設の環境美化を進めます。
- (2) 環境月間や河川愛護月間などにおける普及啓発活動を推進し、県民、事業者等の環境保全意識の醸成と自発的な環境保全活動を促進します。
- (3) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。
- (4) 市町村によるごみの減量化、リサイクル、省エネルギー、緑化活動など、地域の特性を踏まえた環境の保全と創造に関する活動の促進と、こうした実践活動に対する支援を行います。

- (5) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。
- (6) 県民や企業・団体など様々な主体の参加による森づくりを推進するとともに、多くの県民が森づくり活動の効果に関心をもつ契機とするため、企業・団体が県内で行う森づくり活動に対してそのCO₂吸収量を認証します。
- (7) 県民、事業者、民間団体等で組織する「環境パートナーシップやまなし」の一員として、環境教育事業を実施するとともに、環境保全を行っている団体などのネットワークづくりを進めます。
- (8) (公財) やまなし環境財団や(公財) 山梨県緑化推進機構、やまなし森づくりコミッショナを通じ、企業や民間団体による環境保全活動や森林ボランティア活動等への支援を図るとともに、民間団体間の交流を促進します。
- (9) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取組を促進します。

5-3 環境情報の提供

- (1) 環境情報センター等における環境情報の充実を図り、様々な機会を捉えて提供します。
- (2) 「やまなしの環境」などの発行やホームページの情報充実など、様々な媒体を活用し、県民、民間団体、事業者等へ利便性の高い正確な情報を速やかに提供する体制の確立に努めます。
- (3) 環境に関するパネルや映像資料等の貸し出し、各種パンフレットやチラシの配布など広く環境情報を発信します。
- (4) 県立試験研究機関の環境分野における研究成果が県民生活に普及し、実際に活用されるよう、積極的に情報提供を行います。

5-4 調査研究・国際協力の推進

- (1) 大気汚染や水質汚濁、自動車騒音、ダイオキシン類等の化学物質の環境中の濃度など、定期的な監視、分析、測定を行います。
- (2) 環境分野に関する調査研究の実施とともに、県内外の研究機関や大学等との連携による、互いの技術力や研究成果を活用した調査研究の推進を図ります。
- (3) 国内外の研究機関等との連携により、環境に関するシンポジウムや学会、フォーラム等を開催し、本県の環境科学的研究の推進を図ります。
- (4) 若手研究者の育成や研究機関の活性化等を図るため、国内外の研究機関・研究者との連携や交流、情報交換を進めます。

- (5) 豊かな森林空間を活用し、諸外国との国際交流の推進を図るとともに、本県の魅力を海外に発信するため、富士山麓において記念植樹等を実施します。

5-5 DXの推進

- (1) DXによる効率的な森林調査手法の研究やドローン等による森林情報の整備を行うとともに、木材生産の効率化に向けた取組を進めます。
- (2) ドローンを利用した植物分布・生育状況の確認や、災害時の山間地における被災状況の確認など様々な分野でDXを推進します。

■ 環境指標

施策の推進により、環境の保全と創造につながる様々な主体の活動の促進を目指すなかで、その達成に向け、以下指標を設定します。

項目		基準値	目標値
1	環境学習指導者派遣事業回数	16回/年 (H30~R4平均)	67回/年 (実施率100%) (R12)
2	森林環境教育・木育の推進	-	どんぐりクラブ、森林体験活動や木育等、子どもたちの森林の大切さや木の文化を継承する心を育む事業等が適切に実施されている。
3	「緑の教室」受講者数	980人/年 (R4)	1,400人/年 (R15)
4	企業・団体の森づくり活動の推進	-	企業団体等の森づくりがCO2吸収認証制度等により促進されることで、幅広い分野において森づくりに対する意識が高まる環境となっている。
5	環境情報センター利用者数	4,640人/年 (R4)	5,000人/年 (R9)

※ () 内は年度

※次の指標は、関連する計画等において目標が設定されており、計画改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

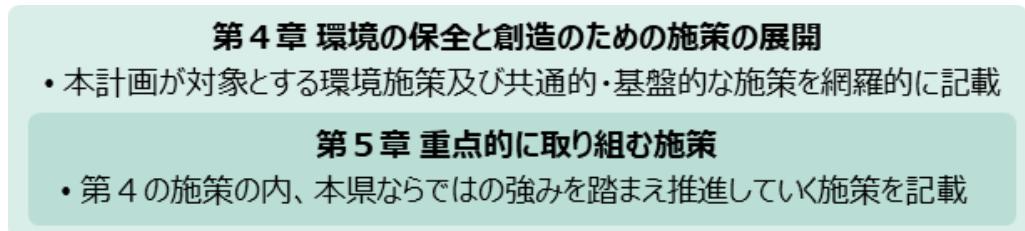
- 指標1：やまなし生物多様性地域戦略 (R6~R12)
- 指標2~4：山梨県緑化計画 (R6~R15)

第5章 重点的に取り組む施策

本計画の基本目標や目指すべき将来像を実現するため、第4章の網羅的に推進する施策のうち、本県ならではの強みを発揮し、経済・社会・環境の統合的向上を図りながら、地域循環共生圏の創造に資する施策として、県環境基本条例にも規定される4つの分野を重点的に取り組む施策として位置づけ、それぞれの現状と課題を整理し、施策の方向を示します。

また、指標として、計16項目（うち再掲8項目）を設定します。

図表5-1 第4章と第5章の関係



図表5-2 第5章の体系

第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

- 1-1 多様な自然環境の保全
- 1-2 優れた景観の保全
- 1-3 富士北麓の不法投棄対策の推進
- 1-4 オーバーツーリズム*対策の推進

指標：4項目

第2節 健全な森林・豊かな緑の保全

- 2-1 森林の多面的機能の発揮の促進
- 2-2 森林環境教育の推進
- 2-3 緑化の推進
- 2-4 ふれあいの機会の提供

指標：4項目

第3節 持続可能な水循環社会づくり

- 3-1 健全な水循環の維持
- 3-2 水環境の保全
- 3-3 ふれあいの機会の提供
- 3-4 水を生かした地域づくり

指標：4項目

第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

- 4-1 美しい景観の保全・整備の促進
- 4-2 環境の保全に資する農業の促進

指標：4項目

第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

■ 現状と課題

標高が日本一高い成層火山で、かつ独立峰であり、広い裾野を持つ円錐型の富士山は、見る人を魅了する日本一の美しさと迫力を持ち、四季折々でその姿を変える眺望も富士山の景観を特徴づけるものです。

また、富士山は、豊富な地下水などの恵みをもたらし、この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

さらに、富士箱根伊豆国立公園に指定されている地域には、原生林の青木ヶ原樹海、またブナ林、アカマツ林、ハリモミ純林などが分布しているほか、富士五湖では、天然記念物のフジマリモの生育が確認され、カモ類の飛来が多く、溶岩洞窟には希少なコウモリ類も生息しているなど、多様な動植物が数多く見られます。

これら富士山及び周辺地域の豊かな自然と美しい景観を次の世代に継承していくため、本県では、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を契機に、その歴史を踏まえつつ、新たな時代を展望した「富士山総合環境保全対策基本方針」を1998（平成10）年に策定するとともに、静岡県と連携するなかで1998（平成10）年に「富士山憲章」を、2011（平成23）年に2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定しました。そして、2013（平成25）年6月には、富士山は雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、世界文化遺産に登録されています。

一方で、富士山は国内外から多くの観光客や登山客が訪れる日本を代表する観光地であり、渋滞や混雑、ゴミの投棄などのオーバーツーリズムの問題が顕在化しています。

また、山麓部の不法投棄など富士山の自然環境や景観に影響を及ぼす問題も発生していることから、今後も周辺地域を含めその自然環境や景観を守り、次世代へ大切に継承していくため、世界文化遺産としてふさわしい富士山の保全に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の方向

1-1	多様な自然環境の保全
1-2	優れた景観の保全
1-3	富士北麓の不法投棄対策の推進
1-4	オーバーツーリズム対策の推進

1-1 多様な自然環境の保全

- (1) 「富士山憲章」及び「富士山の日」の理念にのっとり、富士山の環境保全と適正な利用を促進し、富士山を将来に引き継ぐよう、情報の発信を進めます。

- (2) 青木ヶ原樹海の原生的な自然を保全し、適正なエコツアー*を確立するため、エコツアー主催者及び関係機関との合意のもと、策定、施行した「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」の周知と遵守の徹底を図ります。
- (3) 富士山を訪れる多くの来訪者が、マイカー（乗用車）の利用からシャトルバス等の公共交通の利用に転換するための取組に努めます。
- (4) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止するなど、水質の保全に努めます。
- (5) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (6) 県立試験研究機関において、民間研究機関等とも連携しながら、富士山周辺の自然特性に関する調査・研究を進めます
- (7) 富士山の環境保全を推進するため、富士山世界遺産センターを拠点として、意識啓発を行うとともに、富士山レンジャー等による環境保全活動を進めます。

1-2 優れた景観の保全

- (1) 「富士山包括的保存管理計画」等に基づき、富士山の文化的な価値の啓発などをを行い、世界文化遺産である富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくための取組に努めます。
- (2) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (3) 富士五湖など世界文化遺産構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について県条例の規制を強化（景観保全型広告規制地区を指定）するなど、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。

1-3 富士北麓の不法投棄対策の推進

- (1) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。

1-4 オーバーツーリズム対策の推進

- (1) 世界遺産富士山の顕著な普遍的価値の保存と適切な利用を推進するため、富士山登山鉄道構想についての検討を進めます。
- (2) 適正な登山の確保策について、条例による登山道の規制等も含め検討します。

■ 環境指標

施策の推進により、富士山及び周辺地域の良好な環境の保全と活用を図るなかで、その達成に向け、以下指標を設定します。

	項目	基準値	目標値
1	富士山周辺の測定局における大気汚染に係る環境基準を達成した項目数（二酸化硫黄、二酸化窒素）	2/2 (R3)	2/2 (R13)
2	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼) (COD) (再掲)	湖沼5地点中5地点 (R4)	湖沼5地点中5地点 (R12)
3	定点観測地点からの富士山の展望景観の変化	負の影響なし (R4)	負の影響なし (R8)
4	新たな不法投棄確認箇所数(旧吉田保健所管内)	197箇所 (R1~R4の平均値)	4年間の平均が R4年度までの過去4年間 の平均に比べて減少

※ () 内は年度

- 指標 1：山梨県総合計画 (R5-R8)

第2節 健全な森林・豊かな緑の保全

■ 現状と課題

本県の県土面積の78%を占める森林は、木材の生産のみならず、水源涵養機能、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能といった公益的機能を含む多面的な機能を有しています。

しかし、木材価格の長期的な低迷、人件費等の経営コストの上昇などにより林業の採算性は大幅に低下し、間伐等の保育や木材の利用が十分に行われない状況も見られ、公益的機能を持続的に発揮させていくためには、森林資源の循環利用による持続可能な林業経営を確立するとともに、公的関与による森林整備を行うことも必要です。

こうしたなかで、国においては2018（平成30）年5月、「森林経営管理法」が成立し、2019（平成31）年4月から新たな森林経営管理制度の運用が開始されました。また、2019（平成31）年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布され、このうち森林環境譲与税は2019（令和元）年度から各市町村及び都道府県に譲与されています。

近年では特に、本県の戦後や高度経済成長期に造成された人工林の多くが木材として利用可能な時期を迎えており、県内で大型バイオマス発電所や大型合板工場が稼働するなど、県産木材の需要が高まっています。また、森林空間の様々な活用への期待が高まっていること等からも、上記の制度や財源を活用しつつ、森林の公益的機能の強化や林業の成長産業化の推進に向け、適切な森林の整備・保全を計画的に行っていく必要があります。

■ 施策の方向

2-1	森林の多面的機能の発揮の促進
2-2	森林環境教育の推進
2-3	緑化の推進
2-4	ふれあいの機会の提供

2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

- (1) 「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の振興を図るため、健全な森林づくりを推進するとともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。
- (2) 健康づくりの場として森林空間の利用に対する期待が高まる中、人々に「和み」と「癒し」をもたらす機能を有する森林を森林セラピー*やツーリズムの場として活用します。

- (3) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を發揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (4) 森林の公益的機能の持続的な発揮を図るため、管理不十分な森林について、森林環境税(県税)*等を活用して、適正な森林整備を進めます。
- (5) 本県の森林面積の58%を占める保安林*のうち、82%を占める水源涵養保安林の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (6) 県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
- (7) 原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生育・生息地として、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じて、植生の復元など森林生態系を適切に保全、管理します。
- (8) 生態系の保全や自然とふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和を図るなど環境に配慮した治山林道施設の整備を推進します。
- (9) 森林総合研究所において、本県特有の自然環境や資源の保全、新技術の開発などにつながる研究に取り組みます。
- (10) 公共建築物等の木造化・木質化の促進や普及啓発など、県産材の利用拡大に向けた取組を進めます。

2-2 森林環境教育の推進

- (1) 教育関係機関と連携し、森林の整備及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林を活用した体験活動を通じて森林環境教育の充実を図ります。
- (2) 森林や緑を大切にする心を育てるため、小学生以下の児童を対象とした、緑を活用した環境教育プログラムを推進します。
- (3) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」等のフィールドの積極的な活用を図ります。

2-3 緑化の推進

- (1) 多くの県民が利用する公用、公共用施設において、植樹する場所の気象条件や土壤条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に養成し緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (2) 緑豊かな生活環境をつくるため、民間団体、市町村等関係機関との連携による各種イベントの開催や緑に関する学習機会の提供、樹木医による緑化相談や緑

センターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等、地域における県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。

2-4 ふれあいの機会の提供

- (1) 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林公园や森林文化の森におけるプログラムの充実を図ります。
- (2) 山や森林に親しむことを通じて、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観など山や森林から得られる恩恵や、それらによって育まれた文化、歴史を改めて認識してもらう契機とするため、「山の日宣言」の趣旨にのっとり、やまなしで過ごす「山の日」事業を実施します。

■ 環境指標

施策の推進により、本県の森林資源の適正な保全と活用を図るなかで、その達成に向け、以下指標を設定します。

	項目	基準値	目標値
1	森林整備の実施面積	6,124ha (H30)	7,042ha/年 (R9)
2	森林環境教育・木育の推進（再掲）	-	どんぐりクラブ、森林体験活動や木育等、子どもたちの森林の大切さや木の文化を継承する心を育む事業等が適切に実施されている。
3	緑の教室受講者数（再掲）	980人/年 (H24)	1,380人/年 (R5)
4	森林公园、清里の森の利用者数	475千人/年 (R4)	550千人/年 (R8)

※ () 内は年度

※次の指標は、関連する計画等において目標が設定されており、計画改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標 1：山梨県社会資本整備重点計画（第四次）（R2～R9）
- 指標 2,3：山梨県緑化計画（R6～R15）
- 指標 4：山梨県総合計画（R5-R8）

第3節 持続可能な水循環社会づくり

■ 現状と課題

本県の豊かな森林によって育まれた水は、富士川、多摩川、相模川水系の上流のみならず下流にも多大な恵みをもたらすとともに、全国一位のミネラルウォーター生産量、名水百選に選ばれた八ヶ岳南麓高原湧水群、忍野八海などに代表される良質な地下水及び湧水として、本県では生活用水の水源の約6割をこの地下水及び湧水に依存しています。

この水は、私たちの日常生活や事業活動に欠かせないものであり、工業用水、農業用水など様々な目的にも利用され、また、河川、湖沼などの水辺は、野生の動植物、水生生物の生息、生育の場であるとともに、水や動植物とのふれあいの場として、人々の生活に潤いを与える空間でもあります。

一方で、都市化の進展や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化などを背景とし、森林の荒廃、^{かん}水源涵養機能の低下、生態系への悪影響など、健全な水循環の確保に支障となる問題が表面化してきています。2011（平成23）年度から2箇年にわたって実施した水資源実態等調査では、本県の降水量、地下水賦存量が長期的に減少傾向にあることも明らかとなりました。

自然において、水は、雨となって地上に降りそそぎ、森林の土壌などに地下水として保水され、川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨になるというように循環しており、その過程で多くの汚濁物質が浄化され、水環境や生態系が守られています。私たちの暮らしや産業などに欠かすことのできない貴重な水資源、また、多様な水生生物が生息、生育でき、人々が水とふれあえる豊かな水環境について、将来にわたり保護、保全していくため、様々な分野における水政策を展開し、持続可能な水循環社会を目指して継続的に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の方向

3-1	健全な水循環の維持
3-2	水環境の保全
3-3	ふれあいの機会の提供
3-4	水を生かした地域づくり

3-1 健全な水循環の維持

- (1) 健全な水循環系の構築と水を生かした地域や産業の振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」及び「やまなし「水」ブランド戦略」に基づき、施策の展開を図ります。

- (2) 水資源の有限性や重要性について普及啓発を行うとともに、産業活動の進展や人口動態の変化による水需要の把握に取り組みます。
- (3) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、地下水の適正採取や採取者に対する涵養の指導や地下水位の状況を常時監視などの地下水保全対策を推進するとともに、森林の土地売買等の事前把握・所有者等への助言により、水源地域内の適正な土地利用を図ります。
- (4) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養、国土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を發揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (5) 本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林の機能を高度に發揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (6) 温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
- (7) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取組を促進します。

3-2 水環境の保全

- (1) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- (2) 安全な水道水を安定的に供給するため、水道事業者等による適正な水質検査体制の整備を指導監督します。
- (3) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- (4) 河川等における生物の生息、生育、繁殖空間の維持・回復のための取組に努めます。
- (5) 汚濁が著しく進行している河川、湖沼については、流入対策とともに、底泥の除去や植生を活用した浄化対策を行います。
- (6) きれいでさわやかな水辺環境の保全に向けた普及啓発を行うとともに、県民、民間団体、事業者、市町村との連携のもと、水辺の美化活動を実施するなど、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進します。

3-3 ふれあいの機会の提供

- (1) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

3-4 水を生かした地域づくり

- (1) 「水」を地域資源とした持続可能な地域づくりの実現を目指します。
- (2) 「水」の魅力を生かした県のイメージアップや地域・産業の活性化を推進します。

■ 環境指標

施策の推進により、本県の水資源の適正な保全と活用を図るなかで、その達成に向け、以下指標を設定します。

	項目	基準値	目標値
1	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川) (BOD) (再掲)	22地点中22地点 (R4)	22地点中22地点 (R12)
2	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼) (COD) (再掲)	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)
3	生活排水クリーン処理率 (再掲)	86.3% (R4)	92.2% (R12)
4	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率 (再掲)	54.8% (R1)	70.5% (R9)

※ () 内は年度

※次の指標は、関連する計画等において目標が設定されており、計画改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標 3：山梨県生活排水処理施設整備構想 2017 (H28～H37)
- 指標 4：山梨県社会資本整備重点計画（第四次）(R2～R9)

第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

■ 現状と課題

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳をはじめ、これらを源とする河川や渓谷、富士山や八ヶ岳の裾野に広がる高原、美しい山並みを映す富士五湖など、多様で豊かな自然が織りなす美しい景観に恵まれており、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、街道に残る宿場のまち並みや農村の集落など、歴史的文化的資産が基調となった景観も豊富です。2014（平成26）年6月に「南アルプス」、2019（令和元）年6月には「甲武信」がユネスコエコパークへ登録されるとともに、2022（令和4）年7月には、周囲を山並みに抱かれた甲府盆地一帯の桃やぶどうなどの果樹地帯の景観が高く評価され、「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」として世界農業遺産に選定されました。

良好な景観は、日々の生活に潤いと安らぎをもたらし、明日への活力を養ってくれるものであり、誰もが等しくそのすばらしさを享受できる地域共有の財産であることから、優れた景観の保全と創造に取り組んでいかなければなりません。

また、特に本県ならではの景観を構成する大きな要素である農村地域については、良好な景観の形成のみならず、食料供給の機能や国土保全、水源涵養、自然環境保全等の多面的機能を有していることから、化学肥料や化学合成農薬の低減等により環境への負荷を低減し、環境の保全に資する農業を推進していく必要があります。

■ 施策の方向

4-1	美しい景観の保全・整備の推進
4-2	環境の保全に資する農業の推進

4-1 美しい景観の保全・整備の推進

- (1) 市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し、地域の風土や歴史、産業などと密接に関わって形成してきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類地中化や街路樹等の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や、優れた建築物や屋外広告物等への表彰により個性的で優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 良好的な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。

- (4) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (5) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備等を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (6) 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図ります。
- (7) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (8) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。
- (9) 世界農業遺産に認定された峡東地域の歴史ある果樹農業システムを維持発展させるため、保全や活用に向けた取組を支援します。

4-2 環境の保全に資する農業の推進

- (1) 有機農業に取り組む農家を増やすため、技術向上に資する研修の開催、地域普及展示圃を設置します。
- (2) 安全・安心な農産物の供給や環境に配慮した生産を図るため、GAPの認証取得を支援し、GAPの導入を推進します。
- (3) 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理をホームページやチラシ、広報等を活用して啓発します。
- (4) 環境への負荷低減を図るため、堆肥等を活用した土づくり並びに化学肥料使用量及び化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業を推進します。
- (5) 環境への負荷低減を図るため、食品残さ等を活用して製造された飼料であるエコフィードの利用を促進します。
- (6) 農業・農村の多面的機能の保全を図るため、地域の共同組織が行う農業用水路等の地域資源の保全活動を支援します。
- (7) 持続的な生活排水処理システムの構築を図るため、農業集落排水施設の計画的な改築・更新及び統廃合などの取組を支援します。
- (8) 担い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の解消を加速するため、農地中間管理機構が行う農地の貸借や条件整備等の取組を支援します。
- (9) 荒廃農地を再生し、担い手に農地を集積するため、ほ場や農業用水利施設、農道等の生産基盤整備を推進します。

(10) 農業分野における温室効果ガスの削減を積極的に推進するため、土壤（農地）に炭素を貯留することで大気中の二酸化炭素の削減に貢献する4パーセント・イニシアチブの取組を推進します。

■ 環境指標

施策の推進により、本県の農村地域の景観の適正な保全と活用を図るなかで、その達成に向け、以下指標を設定します

項目		基準値	目標値
1	電線類の地中化延長（再掲）	134km (R1)	190km (R9)
2	多面的機能支払交付金による取組面積	7,508ha (R4)	7,600ha (R8)
3	有機農業に取り組む面積	234ha (R3)	300ha (R8)
4	やまなし4パーセント・イニシアチブ農産物等認証制度の取組面積	4,852ha (R3)	7,300ha (R8)

※ () 内は年度

※次の指標は、関連する計画等において目標が設定されており、計画改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1：山梨県社会資本整備重点計画（第四次）（R2～R9）
- 指標2：やまなし農業基本計画（R5～R8）
- 指標3,4：山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（R5.3.30 策定）

第6章 計画の推進

第1節 推進体制

1 庁内における推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内に設置した「山梨県環境保全推進本部」において、部局間の相互の連携を図りながら、計画に基づく施策及び事業を総合的に推進していきます。

図表6-1 山梨県環境保全推進本部の概要

山梨県環境保全推進本部		
本部長	知事	分掌事務： 1. 環境の保全及び創造に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。 2. 環境の保全及び創造に係る施策の総合調整に関すること。 3. その他必要と認められる事項に関すること。
本部長代理	副知事	
副本部長	環境・エネルギー部長	
本部会議構成員： 副知事 人口減少危機対策本部事務局長 感染症対策統轄官 公営企業管理者 教育長 警察本部長 地域ブランド・広聴広報統括官 知事政策局長 DX・情報政策推進統括官 県民生活部長 男女共同参画・共生社会推進統括官 総務部長 防災局長 福祉保健部長 子育て支援局長 林政部長 環境・エネルギー部長 産業労働部長 観光文化・スポーツ部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者		
幹事会構成員： 知事政策補佐官 人口減少危機対策本部事務局次長 感染症対策統轄官補 知事政策局次長 DX・情報政策推進統括官次長 県民生活部次長 男女共同参画・共生社会推進統括官次長 総務部次長 防災局次長 福祉保健部次長 子育て支援局次長 林政部次長 環境・エネルギー部次長 産業労働部理事 観光文化・スポーツ部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局次長 教育次長 警察本部警務部参事官		

(2024（令和6）年3月現在)

2 各主体との連携

本計画の推進には、県民、民間団体、事業者、市町村といった各主体の取組も不可欠です。そのため、情報提供等により各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、計画を推進していきます。

例えば本計画の推進には、各主体の次のような基本的な取組が求められます。

図表6-2 各主体に求められる取組

主体	取組
県民	<ul style="list-style-type: none">✓ 日常生活がどのような環境への負荷を与えるのかを知り、自らできることを考え、負荷の低減に努めましょう。✓ 地域の環境活動に参加するなど、地域に根ざした活動の輪を広げましょう。
民間団体	<ul style="list-style-type: none">✓ 環境意識の高まりとともに、環境保全活動の様々なノウハウを持つ民間団体の果たす役割は重要性を増しています。✓ 地域の環境活動の中心的役割を果たすとともに、各主体と連携しネットワークを広げるなど、活動の幅のさらなる広がりが期待されます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">✓ 事業活動に伴い生じる公害を防止し、自然環境への影響に十分に配慮する責任があります。✓ 資源循環型社会の実現に向け、製造・販売を行う事業者の企業市民としての役割は非常に重要です。✓ 企業の社会的責任（CSR）*の考え方に基づき、各主体と連携した地域の環境保全活動への参加が期待されます。
市町村	<ul style="list-style-type: none">✓ 各主体と連携のもと、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全・創造の取組が期待されます。✓ 地域住民の環境保全意識の向上、活動の促進など、環境教育・環境学習の推進が期待されます。✓ グリーン購入や環境マネジメントの導入、公共事業の環境配慮など、市町村自らの事業活動による環境への負荷の低減が期待されます。
県	<ul style="list-style-type: none">✓ 県は、本計画の目標達成に向け施策を確実に推進します。✓ 県自ら事業者であり消費者である立場から、公共事業や事業活動による環境への負荷の低減や、庁舎・公共施設での環境配慮など、率先して環境への負荷の低減に取り組みます。✓ 県民・民間団体・事業者・市町村と連携して施策を進めるとともに、環境教育・環境学習、環境情報の提供、各主体の取組の支援により、各主体の自主的取組を促進します。

3 国等との協力

本計画の推進にあたり、広域的な環境問題などへの対応については、国や関係機関、周辺自治体等との緊密な連携を図りながら、効果的な施策及び事業の実施に努めます。

第2節 計画の進行管理

1 P D C Aサイクル*による進行管理

本計画を着実に推進し、計画の基本目標や目指すべき将来像の実現を図るために、施策及び事業の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、P (Plan: 計画) 、D (Do: 実施) 、C (Check: 点検・評価) 、A (Act: 見直し・改善) という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、環境指標の点検・評価による進行管理を行います。

なお、本計画に関連する県計画（「山梨県地球温暖化対策実行計画」、「やまなし生物多様性地域戦略」、「山梨県廃棄物総合計画」、「山梨県緑化計画」等）に係る施策及び事業の成果については、各計画において掲げた数値目標等による進行管理を行っているため、本計画の進行管理においては、各計画における代表的な指標を取りまとめて、本県の環境全般に関する状況を把握することとします。

本計画の各施策が目標に向けて総合的に進められるよう、庁内に設置した「環境保全推進本部」において部局間の相互の連携を図りながら推進していきます。

また、本計画は県政運営の基本方針である県総合計画の環境分野の基本計画として位置付けられており、総合計画では、政策ごとに成果指標を設け、計画の進捗状況について総合的に評価を行っています。

こうした点検・評価の結果を受けて施策及び事業の内容や規模の見直しを検討するほか、環境問題を巡る状況や社会的動向の変化などに対応するため、必要に応じて本計画そのものの見直しについても検討します。

2 環境の状況の公表

「山梨県環境基本条例」第9条の規定に基づき、毎年度の点検評価の結果を、山梨県環境保全審議会*へ報告するとともに、広く県民、事業者等に速やかに公表し、環境の状況についての共通理解を図ります。

図表6-3 計画の進行管理の概要



資料編

資料編1 第3次山梨県環境基本計画 策定の経緯

令和4（2022）年

- 9月 県政モニターアンケート調査の実施
・「山梨県の環境に関するアンケート調査」

令和5（2023）年

- 7月28日 第65回山梨県環境保全審議会における審議
・「第3次山梨県環境基本計画の策定について」
- 12月4日 第66回山梨県環境保全審議会における審議
・「第3次山梨県環境基本計画の素案について」

令和6（2024）年

- 2月1日～2月14日 県民意見提出制度に基づく県民意見の募集
- 3月21日 第67回山梨県環境保全審議会における審議
・「第3次山梨県環境基本計画（案）について」

資料編2 山梨県環境保全審議会 委員名簿

令和6（2024）年3月現在

職	氏 名	所 属 等
会長	風間 ふたば	山梨大学 名誉教授
副会長	湯本 光子	山梨県淡水生物研究会 委員長
委員	青木 進	山梨県猛禽類研究会 会長
委員	足達 郁也	山梨県農業協同組合中央会 専務理事
委員	石井 信行	山梨大学大学院 准教授
委員	大嶋 敬史	山梨県商工会議所連合会（甲府商工会議所環境問題委員会 委員長）
委員	河内 正子	山梨県商工会議所連合会 女性部連合会長
委員	岸 いずみ	幼児緑育研究会 代表
委員	窪田 清	日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長
委員	後藤 聰	山梨大学大学院 准教授
委員	小林 富一郎	山梨県植物研究会 会長
委員	小林 拓	山梨大学大学院 准教授
委員	小宮山 稔	山梨県山岳連盟 会長
委員	佐藤 繁則	山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
委員	佐藤 若夫	山梨県獣友会 会長
委員	塩澤 浩	山梨県町村会 副会長（昭和町長）
委員	島崎 洋一	山梨大学 准教授
委員	武田 哲明	山梨大学大学院 教授
委員	棚本 佳秀	山梨県森林組合連合会 代表理事長
委員	豊木 桂子	山梨県女性団体協議会 副会長
委員	永井 寛子	NPO 法人スペースふう 理事長
委員	福地 龍郎	山梨大学大学院 教授
委員	保坂 武	山梨県市長会 理事（甲斐市長）
委員	村山 力	やまなし野鳥の会 理事
委員	森 一博	山梨大学大学院 教授
委員	山縣 然太朗	山梨大学大学院 教授
委員	山本 紘治	山梨県環境保全審議会鳥獣部会 部会長
委員	弓田 仁美	(公募委員)
委員	渡邊 通人	(公募委員)
委員	渡部 美由紀	弁護士

(会長・副会長除く50音順、敬称略)

資料編3 第3次山梨県環境基本計画 環境指標一覧

環境の保全と創造のための施策の展開

1 地球環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	温室効果ガス総排出量	6,744千t-CO ₂ (H25)	3,363千t-CO ₂ (基準年度比▲50%) (R12)	山梨県地球温暖化対策実行計画（R5～R12）において設定
2	再生可能エネルギー導入目標	1,215MW (R2)	1,756MW (R12)	山梨県地球温暖化対策実行計画（R5～R12）において設定
3	最終エネルギー消費量削減目標	79,076TJ (H25)	55,139TJ (R12)	山梨県地球温暖化対策実行計画（R5～R12）において設定

2 生物多様性・自然環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	保護地域及びOECMの面積割合	31% (R4)	50% (R12)	やまなし生物多様性地域戦略（R6～R12）において設定
2	県レッドデータブック掲載絶滅危惧種（501種）の絶滅リスクの維持または低減	－	絶滅リスクの維持または低減 (R12)	やまなし生物多様性地域戦略（R6～R12）において設定
3	新たな侵略的外来種の封じ込め率	－	10% (R12)	やまなし生物多様性地域戦略（R6～R12）において設定
4	ニホンジカの推定生息数 (階層ベイズ法による中央値)	41,885頭 (R4)	17,000頭 (R12)	第3期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（R4～R8）において設定
5	環境省・30by30アライアンスの参加者数	4件 (R5)	150件 (R12)	やまなし生物多様性地域戦略（R6～R12）において設定
6	生物多様性の言葉の認知度	74% (R5)	100% (R12)	やまなし生物多様性地域戦略（R6～R12）において設定
7	生物多様性に関連する保全活動団体への支援数	希少種：0件 外来種：1件 (R4)	希少種：10件 外来種：10件 (R12)	やまなし生物多様性地域戦略（R6～R12）において設定
8	農作物被害金額	140百万円 (R4)	123百万円 (R8)	やまなし農業基本計画（R5～R8）において設定
9	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	6,124ha (H30)	7,042ha (R12)	山梨県社会資本整備重点計画（第4次）（R3～R7）において設定

3 循環型社会の形成

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	一般廃棄物総排出量	299千t (H30)	266千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	590g (H30)	468g (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
3	一般廃棄物再生利用率	17.0% (H30)	25.0% (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
4	一般廃棄物最終処分量	19千t (H30)	16千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
5	産業廃棄物総排出量	1,698千t (H30)	1,712千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
6	産業廃棄物再生利用率	52% (H30)	52% (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
7	産業廃棄物最終処分量	21千t (H30)	21千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
8	新たな不法投棄確認箇所数	928箇所 (R1～R4平均)	4年間の平均が R4年度までの過去 4年間の平均 に比べて減少	山梨県総合計画（R5～R8において設 定）

4 生活環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	大気汚染に係る環境基準を全ての有効測定期で達成した項目数（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微笑粒子状物質）	5/5 (R4)	5/5 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
2	大気汚染に係る環境基準達成率（光化学オキシダント）	0/10 (R4)	達成率の向上を図ります。	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	水質汚濁に係る環境基準達成率（河川）（BOD）	22地点中 22地点 (R4)	22地点中 22地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
4	水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）（COD）	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
5	生活排水クリーン処理率	86.3% (R4)	92.2% (R12)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017（H28～H37）において設定
6	ダイオキシン類の環境基準達成地点数（大気、公共用水域、地下水質及び土壤）	すべての 調査地点で達成 (R4)	すべての 調査地点で達成 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率

7	自動車騒音に係る環境基準達成率	全国平均	全国平均を上回る達成率を維持します。	環境基本法に基づく環境基準の達成率
8	電線類の地中化延長	134km (R1)	190km (R9)	山梨県社会資本整備重点計画（第四次）(H28～H37)において設定

5 基盤となる施策の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	環境学習指導者派遣事業回数	16回 (H30～R4平均)	67回 (R12) ※実施率100%	やまなし生物多様性地域戦略(R6～R12)において設定
2	森林環境教育・木育の推進	-	どんぐりクラブ、森林体験活動や木育等、子どもたちの森林の大切さや木の文化を継承する心を育む事業等が適切に実施されている。	山梨県緑化計画(R6～R15)において設定
3	「緑の教室」受講者数	980人 (R4)	1,400人 (R15)	山梨県緑化計画(R6～R15)において設定
4	企業・団体の森づくり活動の推進	-	企業団体等の森づくりがCO2吸収認証制度等により促進されることで、幅広い分野において森づくりに対する意識が高まる環境となっている。	山梨県緑化計画(R6～R15)において設定
5	環境情報センター利用者数	4,640人 (R4)	5,000人 (R9)	富士山科学研究所内の環境情報センターの年間利用者数

重点的に取り組む施策

重点 1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	富士山周辺の測定局における大気汚染に係る環境基準を達成した項目数（二酸化硫黄、二酸化窒素）	2/2 (R3)	2/2 (R13)	経過観察指標に係る年次報告書（富士山世界文化遺産協議会）の結果
2	水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）(COD)（再掲）	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	定点観測地点からの富士山の展望景観の変化	負の影響なし (R4)	負の影響なし (R8)	山梨県総合計画（R5～R8）において設定
4	新たな不法投棄確認箇所数（旧吉田保健所管内）	197箇所 (R1～R4平均値)	4年間の平均がR4年度までの過去4年間の平均に比べて減少	富士・東部林務環境事務所による不法投棄の把握・確認状況の結果

重点 2 健全な森林・豊かな緑の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	森林整備の実施面積	6,124ha/年 (H30)	7,042ha/年 (R9)	山梨県社会資本整備重点計画（第四次）(H28～H37)において設定
2	森林環境教育・木育の推進（再掲）	-	どんぐりクラブ、森林体験活動や木育等、子どもたちの森林の大切さや木の文化を継承する心を育む事業等が適切に実施されている。	山梨県緑化計画(R6～R15)において設定
3	「緑の教室」受講者数（再掲）	980人 (R4)	1,400人 (R15)	山梨県緑化計画(R6～R15)において設定
4	森林公园、清里の森の利用者数	475千人/年 (R4)	550千人/年 (R8)	山梨県総合計画（R5～R8）において設定

重点 3 持続可能な水循環社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	水質汚濁に係る環境基準達成率（河川）(BOD)（再掲）	22地点中 22地点 (R4)	22地点中 22地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
2	水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）(COD)（再掲）	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	生活排水クリーン処理率（再掲）	86.3% (R4)	87.3% (R12)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～R7)において設定

4	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率（再掲）	6,124ha (H30)	7,042ha (R12)	山梨県社会資本整備重点計画（第4次）(R3~R7)において設定
---	--	------------------	------------------	---------------------------------

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	電線類の地中化延長（再掲）	134km (R1)	190km (R9)	山梨県社会資本整備重点計画（第4次）(R3~R7)において設定
2	多面的機能支払交付金による取組面積	7,508ha (R4)	7,600ha (R8)	やまなし農業基本計画（R5~R8）において設定
3	有機農業に取組面積	234ha (R3)	300ha (R8)	山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（R5.3.30策定）において設定
4	やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度の取組面積	4,852ha (R3)	7,300ha (R8)	山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（R5.3.30策定）において設定

資料編4 山梨県環境基本条例

平成十六年三月三十日
山梨県条例第二号

山梨県環境基本条例をここに公布する。

山梨県環境基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針(第七条)

第二節 環境基本計画等(第八条・第九条)

第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策(第十条—第二十条)

第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策(第二十一条—第二十四条)

第五節 地球環境保全に関する施策(第二十五条)

第六節 推進体制の整備等(第二十六条—第三十条)

附則

私たちは、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々、緑あふれる森林、清らかな水など豊かな自然環境に支えられて良好で快適な生活を営んできた。

しかしながら、県民生活や事業活動から生ずる環境への負荷が増大することにより、将来にわたって良好な環境を維持することが、この山梨においても、次第に難しくなってきており、さらに、地球温暖化、オゾン層の破壊など人類の存続基盤である地球環境にも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは、良好で快適な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、これまで、山梨県環境首都憲章を規範とし、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきた。今後、その理念や取組を一層推進するとともに、循環型社会を構築することにより、人と自然とが共生することができる山梨を実現するため、一人ひとりがこれまでの日常生活や事業活動を自ら問い直し、環境の保全と創造に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、私たち山梨県民は、ここに、人と自然とが共生することができるふるさと山梨を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（県の責務）

第六条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者及び市町村と連携し前項の施策を実施するものとする。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第七条 この章に定める環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、水辺地、農地等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれる等快適な生活環境が創造されること。

第二節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第八条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第九条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関し講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ、これらを公表しなければならない。

第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(資源の循環的な利用の促進等)

第十条 県は、廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（以下この条において「廃棄物等」という。）の発生が抑制され、廃棄物等のうち資源となるものの再使用、再生利用等の循環的な利用が適

正に行われることが促進され、並びに廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分が確保されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な環境管理の促進等)

第十一條 県は、自ら環境管理（事業活動の実施に当たって、環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、並びにその実施状況を点検して必要な是正の措置を講ずる一連の取組をいう。以下この条において同じ。）を実施するとともに、事業者及び市町村が自主的に行う環境管理の実施の促進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第十二條 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により県民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第十三條 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十四條 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、騒音等公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
 - 二 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第十五条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第十六条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下の条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷

の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況を勘案しつつ必要な経済的措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等の推進)

第十七条 県は、生活排水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十八条 県は、第十二条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第十三条の県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第十九条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡回、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策

(富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策)

第二十一条 県は、富士山及びその周辺地域（富士箱根伊豆国立公園の区域のうち県内の区域をいう。）の多様な自然及び優れた景観を良好な状態に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林の保全等)

第二十二条 県は、森林の保全及び整備並びに緑化の推進を図ることにより森林等の有する地球温暖化の防止、水源のかん養、人と自然との豊かな触れ合いの機会の提供等の機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第二十三条 県は、水環境（河川、湖沼等及びこれらの周辺において水、水生生物等が一体的かつ有機的に構成された環境をいう。以下この条において同じ。）を良好な状態に保全するため、及び水環境における人と自然との豊かな触れ合いの機会を提供する機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する農業の促進)

第二十四条 県は、農業の有する水源のかん養、自然環境の保全等の機能を発揮させ、及び肥料の適正な使用等により環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に資する農業の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

第五節 地球環境保全に関する施策

第二十五条 県は、地球環境保全を図るために、二酸化炭素の排出抑制、フロンの回収等必要な施策を推進するものとする。

第六節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第二十六条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第二十八条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(県民からの意見の聴取)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映できるように、県民から意見を聞くための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第三十条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する

資料編 5 用語解説

※本用語解説は、50音順、アルファベット順、数字の順番で掲載しています。

【あ】

アイドリングストップ

自動車の駐停車時にエンジンを切ること。不必要的燃料の消費を抑え、二酸化炭素や窒素酸化物の排出を抑制することがねらい。

【い】

一酸化炭素 (CO)

一般には燃料の不完全燃焼によって発生し、都市では自動車の排出ガスが最大の発生源になる。血液中のヘモグロビンと容易に結合し、多量に吸入すると呼吸困難を引き起こすとされる。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のこと。一般家庭から排出される家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（オフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。一般廃棄物の処理は市町村が処理計画を定めて実施する。

【う】

ウィーン条約

オゾン層の保護のために1985（昭和60）年3月に採択、1988（昭和63）年9月に発効された条約。日本は1988（昭和63）年加入。

この条約に基づき、より具体的な規制を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が1987（昭和62）年に採択されている。

【え】

エコツアー

環境や歴史文化を体験しながら学ぶ観光（エコツーリズム）を実践する旅行のこと。

エコ通勤

クルマによる通勤をはじめとする交通は、周辺地域の渋滞問題や地球温暖化等、さまざまな問題の原因となり得ており、事業所の社会的責任（CSR）の観点からも、また各事業所の効率的な経営の観点からも、より望ましい通勤交通のあり方を模索していくことが望ましい。

「エコ通勤」は、このような背景のもと、各事業所が主体的に、より望ましい通勤交通のあり方を考え取組のこと。

エコドライブ

自動車からの排出ガスを抑制し、燃費を向上させるため、自動車の運転時に、加速・減速をゆるやかに行

うこと、エアコンを控えめにすること、不要な荷物を積まないことなどをいう。

警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省からなるエコドライブ普及連絡会を発足させ、アクションプランやエコドライブ10のすすめの策定などを行っている。

塩化メチレン

→「ジクロロメタン」の別名称。

【お】

オーバーツーリズム

観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、及び／或いは訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響のこと。

オゾン層

地上から20～25km離れた成層圏に存在する、オゾン濃度が高い大気圏。

オゾンは、地上の生物にとって有害な太陽からの紫外線を吸収する。このオゾン層が破壊されると地上に到達する紫外線の量が増加し、皮膚ガンや白内障が増えるといった人の健康に悪影響を生じると指摘されている。

温室効果ガス

地表から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。英語では GHG (Greenhouse Gas) という。

地球温暖化対策計画では、二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふつ化硫黄 (SF_6)、三ふつ化窒素 (NF_3) の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

【か】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO_2 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、全体をゼロとすること。

「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

外来種（外来生物）

国外や国内の他地域からある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布を越えて生息又は生育することとなる生物種。

家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫の家電 4 品目のリサイクルに向けて、1998（平成 10）年 6 月に制定された法律で、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けている。

環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聞くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度。環境アセスメントともいう。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音に係る環境上の条件で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第 16 条に基づき定められている基準。

政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染の環境基準が定められている。

環境教育・環境学習

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

山梨県では、2013（平成 25）年 3 月、「やまなし環境教育等推進行動計画」を策定し、取組を推進している。

環境収容力

ある環境下において、受け入れることのできる生物の活動量・汚染物質の上限量のこと。

一生物種（人間等）が継続的に生存できる最大個体数は、所在する環境（地域・地球全体）の環境収容力に依存し、地球の環境収容力を越えて活動量等が増加した場合、食物不足などの諸状況の悪化で個体数が一気に減少する場合もある。

環境の保全と創造

「環境の保全」とは、公害の防止や自然保護など環境を人にとって良好な状態に保持することをいうが、山梨県環境基本条例では、「環境の保全」に加え、良好な生活空間の形成、地域の個性をいかした快適な環境の創造など、環境をより程度の高いものとして「創造」することまで含めて「環境の保全と創造」としている。

環境保全型農業

家畜排せつ物等の有効利用による堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式のこと。

環境マネジメントシステム

企業等の組織が環境保全対策を自主的に進めるためのシステム。①経営者自ら環境に関する方針を定め、②事業活動に伴う環境への負荷を把握した上で、その方針に沿った目標と計画を策定し、③実行のために組織やマニュアルの整備を行い、④目標の達成状況や計画の実施状況を点検し、全体のシステムの見直しを行うという一連の手続きを実施し、環境管理システムを構築しようとするもの。

ISOでは、環境マネジメントシステムに関する規格としてISO14001を発行している。

間伐

育てようとする樹木同士の競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。

緩和策

温室効果ガスの排出削減対策を指す。地球温暖化対策推進法に法的な位置づけがされている。関連：適応策（気候変動の影響による被害の回避・軽減対策）

【き】

企業の社会的責任

企業は社会を構成する一員として、自社の利益、経済合理性を追及するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方のことで、具体的には行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。英語ではCSR(Corporate Social Responsibility) という。

揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、ベンゼン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。

【く】

クリーンエネルギー

再生可能エネルギーに加え、発電時や熱利用時に、二酸化炭素 (CO_2)、窒素酸化物などの排出が少ないエネルギー。具体的には、太陽光、水力、バイオマス、太陽光発電による電力で製造した水素など。

グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。

グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

【こ】

光化学オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、二次的に発生するオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性の強い物質の総称で、その発生は気象条件に大きく左

右される。これらの物質が高濃度となった大気汚染現象は、光化学スモッグと呼ばれ、夏季に多く、目やのど等の粘膜刺激や手足のしびれ等を引き起こす。

公共用水域

水質汚濁防止法で規定した、河川、湖沼、港湾など公共の用に供される水域や水路のこと。

こどもエコクラブ

次世代を担う子どもたちが、人と環境との関わりについての体験を積み重ねながら、環境を大切にする心を育んでいくことを目的として、環境省が地方公共団体との連携のもとに実施している。

こどもエコクラブの参加募集は、全国の市区町村又は都道府県の環境担当課が窓口となっており、幼児から高校生なら誰でも参加可能。

コミュニティプラント

下水道が整備されていない集落や団地などから排出されるし尿、生活雑排水を集め、浄化処理する施設のこと。

昆明モントリオール生物多様性枠組

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、「愛知目標」を引き継いだ枠組のこと。2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で定められた。

【さ】

再生可能エネルギー

資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しないエネルギー。具体的には、太陽光、水力、バイオマス、風力、地熱、地中熱など。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチックなど20種類の廃棄物をさす。

産業廃棄物については、事業者自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理することが義務づけられている。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・性状・運搬業者名・処分業者名・取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。

産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。

【し】

ジクロロメタン

金属等の脱脂・洗浄剤や有機溶剤として用いられている。肝臓・中枢神経に影響を与え、IARC（国際がん研究機関）では、「ヒトに対して発がん性があるかもしれない」物質としている。

自然共生サイト

民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

自然公園

優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るために区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

持続的発展

将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現代の世代のニーズを満たすこと、を表す環境の価値観の考え方。

「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）の報告書" Our Common Future "（邦題『地球の未来を守るために』）における中心的な概念として取り上げられ、現在では広く国際社会に定着し、地球サミットのリオ宣言に反映されているほか、わが国の「環境基本法」の理念にもなっている。

自動車リサイクル法

使用済み自動車から出る部品などを回収し、リサイクルや適正に処分することを目的に、2002（平成14）年7月に制定された法律（正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」）。

エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト（車体を粉碎した後に残る破碎くず）、エアバッグの3種類を対象に、自動車メーカーや輸入業者に回収・リサイクル、所有者には費用負担を義務付けている。

ジビエ

フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと。

農村地域で深刻な被害をもたらす野生鳥獣の被害防止対策により、野生鳥獣の捕獲数が年々増加する中で、これを地域資源としてとらえ、野生鳥獣肉（ジビエ）として有効に活用する前向きな取組が広がっている。

循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000（平成12）年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。同法は循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。

浄化槽

し尿及び生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する設備のこと。

小水力発電

再生可能エネルギーのひとつで、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する。自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。二酸化炭素を排出せず、またエネルギーの再利用が可能な発電方法として、地球温暖化防止という観点からも見直されている発電方法である。

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象である出力1,000kW未満の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。

自立・分散型エネルギーシステム

従来の大規模・集中的な発電所に代わり、小規模で分散した発電システムを地域に設置することで、地域が自立的に電力をまかなうシステムのこと。

人工林

人工造林（苗木の植付け、種子の播付け等の人為的な方法により森林を造成すること）によって成立した森林。

森林環境税（県税）

災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能を持つ森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくための財源として、山梨県で2012（平成24）年4月1日から導入された税。

森林セラピー

森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングなどに利用する健康づくりの取組。

森林の公益的機能

森林は、土砂災害等の防止、水源の涵養、木材など林産物の供給、保健休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等、様々な働きを持つ。この様々なはたらき（森林の多面的機能）のうち、木材等の林産物を供給する機能を除いたもの。

【す】

水源の涵養（水源涵養機能）

森林の土壤がもつ機能のこと。森林土壤は降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をコントロールして洪水を緩和するとともに、雨水が森林土壤を通過することにより水質が浄化される。

【せ】

生活排水クリーン処理率

県人口に対して、生活排水処理施設が整備されている人口の割合。

生態系

ある地域に住む生物（生物群集）と、その生活に影響を与える無機的な環境（土壤・水・空気等）とを総合した系。野生生物及び人類の生存を支える基盤。普通無機的な環境をもとにして、海洋、湖沼、森林、草原、砂漠などの生態系に分けられる。しかし、どの大きさを一つの生態系と捉えるかはまちまちで、一つの池や森といったレベルから地球全体に至るまでさまざまな捉え方ができる。生態系を構成する生物部分には、緑色植物からなる生産者、おもに動物からなる消費者、有機物を分解する分解者の別がある。

生態系サービス

我々の暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みによって支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれる。

国連の主導で行われたミレニアム生態系評価2005では、食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供する「供給サービス」、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの「調整サービス」、精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給などの「基盤サービス」の4つに分類された。

生物多様性

生物多様性条約では、「『生物多様性』とは全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内（遺伝子）の多様性、種間（種）の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）

IPBESはIntergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Servicesの略称。「生物多様性版のIPCC」とも呼ばれる、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間組織。2012（平成24）年4月に設立され、2023（令和5）年3月現在、139カ国が加盟している。ドイツのボンに事務局が設置されている。

世界農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）のこと。国際連合食糧農業機関（FAO）により認定される。

世界文化遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載された物件のうち、歴史、美術、伝統的文化、科学の面で顕著な普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡など。

【た】

ダイオキシン類

廃棄物等の焼却の過程で非意図的に生成される有機塩素化合物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を総称してダイオキシン類と定義している。

分解しにくい性質をもつことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性があると言われている。

代替フロン

オゾン層破壊力の大きい特定フロン（CFC類）に替わり生産されているフロン類。当初はCFCに替わりオゾン層破壊力が弱い代替フロンHCFC類が広く使用されてきたが、HCFCは漸次生産中止の方向にあり、現在はオゾン層を破壊しない第二世代の代替フロンHFC類が使用されるようになった。しかし、代替フロン類はいずれも温室効果が極めて高く、HFC類は京都議定書で削減の対象ガスに加えられた。

なお、京都議定書の対象ガスの内、HFC、PFC、SF6を代替フロン等3ガスという。

【ち】

地域循環共生圏

都市も地方も多くの課題が山積するなか、それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」のこと。2018（平成30）年に閣議決定された、国の第5次環境基本計画において掲げられた。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め地表を暖める効果があるが、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加することにより、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市民などによる地球温暖化防止の活動を支援し助言するため、都道府県知事が委嘱する運動員。山梨県では、2003（平成15）年から委嘱を開始。任期は2年間。

地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。全国に一箇所及び都道府県又は指定都市等に各一箇所を指定することが決められており、山梨県では、2015（平成27）年に公益財団法人キープ協会を指定。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めたとき、環境大臣または知事が指定するエリアのこと。狩猟による捕獲が禁止され、鳥獣の成育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。

鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され、森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制される。

【て】

適応策

気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を指す。2018（平成30）年6月気候変動適応法の制定により、法的な位置づけがされ、地球温暖化対策は緩和策と適応策の両輪で推進される。関連：緩和策（温室効果ガスの排出抑制対策）

テトラクロロエチレン

金属等の脱脂・洗浄剤、ドライクリーニング等に用いられている。肝・腎臓障害や中枢神経への影響があり、IARC（国際がん研究機関）では、「ヒトに対して恐らく発がん性がある」物質としている。

天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市区町村が指定したもの。

【と】

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

特定フロン等

大気中に放出されたフロンが太陽光の紫外線により分解され、その際に発生する塩素が成層圏にあるオゾン層を破壊する。

1985（昭和60）年にウィーン条約、その2年後にモントリオール議定書が採択され、国際的なオゾン層保護対策が進んでいる。フロンには様々な種類があり、特にオゾン層破壊と関係が深いと考えられていた、CFC-11（フロン11）、CFC-12（フロン12）、CFC-113（フロン113）、CFC-114（フロン114）、CFC-115（フロン115）の5種類を特定フロンと呼ぶ。

特別天然記念物

「天然記念物」のうち特に重要なものは特別天然記念物に指定される。

トリクロロエチレン

金属等の脱脂・洗浄剤、ドライクリーニング等に用いられている。肝・腎臓障害や中枢神経への影響があり、IARC（国際がん研究機関）では、「ヒトに対して発がん性がある」物質としている。

トルエン

無色透明の可燃性液体であり、塗料・インキ溶剤等に広く用いられている。皮膚や眼、喉を刺激したり、頭痛やめまいなどを引き起こしたりすることがある。

【な】

内分泌搅乱化学物質

いわゆる環境ホルモンのこと。環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用をかく乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こしたりするなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がある。

【に】

二酸化硫黄 (SO₂)

石炭や石油等の化石燃料の燃焼時に発生し、呼吸器を刺激してぜんそく等を引き起こす。また、酸性雨の原因物質でもある。

二酸化炭素 (CO₂)

炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を示す。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

二酸化窒素 (NO₂)

燃焼過程や硝酸製造等の工程から発生する。燃焼過程で発生する一酸化窒素は、大気中で酸素に触れると直ちに二酸化窒素に酸化される。二酸化窒素は、呼吸器疾患の有症率との関連があるとされている。また、光化学オキシダントの原因物質もある。

【ね】

ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失を食い止め、回復させること。

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。

この反応により生じる物質は水（水蒸気）だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。

【の】

農業集落排水施設

農村地域における農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、集落から排出されるし尿や生活雑排水の汚水を浄化処理すること。

ノニルフェノール

無色の液体で弱いフェノール様臭がある。主な用途は界面活性剤の原料などであり、工業用の洗浄剤などに使用されている。

ノルマル-ヘキサン

無色透明な揮発性液体で、特異な臭気を持つ。主には食用油脂抽出溶剤及び接着剤溶剤、塗料、インキなどの各種溶剤として用いられる。

【は】

パークアンドライド

最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策および環境汚染対策の一環として推進されている。

ばい煙

大気汚染防止法では、物の燃料に伴って発生する硫黄酸化物やばいじん、物の燃焼等に処理に伴い発生する窒素酸化物などの有害物質をいう。

バイオマス

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

【ひ】

光害

照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なためにおこる様々な影響をいう。国では「光害対策ガイドライン」等を策定している。

微小粒子状物質（PM2.5：Particulate Matter 2.5）

浮遊粒子状物質（SPM）の中でも、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなもののこと。粒径が小さくなる事から肺の奥まで入りやすく健康への影響も大きくなり、発がん性も懸念されている。

ビスフェノールA

ポリカーボネイト樹脂やエポキシ樹脂を製造する原料として使用されている。

【ふ】

富栄養化

湖沼などの閉鎖性水域で、栄養塩（窒素、リン）の濃度が増加することで、藻類の異常増殖をもたらし、アオコ、赤潮等の発生原因となる。生活排水等が原因で、富栄養化が進むと魚類の死や飲用水の異臭味が発生する。

フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

代表的な可塑剤として、壁紙、床材、各種フィルム、電線被膜等様々な形で使用されている。

フタル酸ジ-n-ブチル

主に塗料、顔料や接着剤の可塑剤であり、加工性や可塑化効率の向上のために使用されている。

ふっ化水素及びその水溶性塩

主な用途としては、代替フロンの原料となる他に、電球の内側のつや消し、ガラスの表面加工、ゴルフクラブのチタンヘッドやステンレス鍋などの表面処理、半導体製造プロセスにおける表面処理剤、ふっ素樹脂加工したフライパンなどのふっ素樹脂原料に用いられる。

浮遊粒子状物質 (SPM : Suspended Particulate Matter)

大気中に漂う粒径 $10\text{ }\mu\text{m}$ ($1=0.001\text{mm}$) 以下の代表的な大気汚染物質。工場等の事業活動や土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生し、粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人体に影響を及ぼす。

ブルントラント委員会

昭和59（1984）年国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」(WCED : World Commission on Environment and Development) のことで、一般に、委員長の名前をとってブルントラント委員会と呼ばれる。

1987（昭和62）年までの約4年間で合計8回の会合が開かれ、その後にまとめられた報告書" Our Common Future"（邦題『地球の未来を守るために』）では、環境保全と開発の関係について「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」という「持続可能な開発」の概念を打ち出した。

フロン類

ふっ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低い、燃えない、油を溶かす等の性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、クーラーの冷媒などに広く使われているが、オゾン層を破壊することで問題になっている。特に、一部のフロンは特定物質に指定され、製造などが規制されている。また、温室効果ガスとしても問題になっている。

【上】

ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)

半導体製造や泡消火剤などに用いられる有機フッ素化合物の一種で、2010年から国内での製造・輸入は禁止されている。IARC（国際がん研究機関）では、「ヒトに対して発がん性がある可能性がある」物質としている。

ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)

コーティング剤や半導体原料などに用いられる有機フッ素化合物の一種で、2021年から国内での製造・輸入は禁止されている。IARC（国際がん研究機関）では、「ヒトに対して発がん性がある」物質としている。

ベンゼン

合成樹脂等の原料として幅広く用いられており、また、ガソリン中にも含まれ、自動車排出ガスからも検出される。IARC（国際がん研究機関）では、「ヒトに対して発がん性がある」物質としている。

【ほ】

保安林

水源の涵養、土砂の流出その他の災害や干害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（立木林の伐採、土地の形質の変更などの制限、植林の義務）が課せられている特定の森林。その指定の目的により17種類ある。

放射性物質

放射線を出す能力を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質を指す。

放射能

原子核が崩壊して放射線を出す能力のこと。放射能の単位はベクレル（記号：Bq）であり、1Bqは1秒間に1個の原子核が崩壊すること。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

PCBはPolyChlorinated Biphenylの略称。1929（昭和4）年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974（昭和49）年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。

また、PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期保管し続けてきたが、2001（平成13）年にPCB廃棄物処理特別措置法が施行され、処理体制の整備を図ったうえで2026（令和8）年度までに処理を終えることとしている。

【ま】

マンガン

地球上に比較的豊富に存在する金属で、主に、強度が要求される機械部品用の合金の原料、鉄鋼製品の製造過程において、鉄に含まれるイオウの影響を排除するための添加剤や酸素を除去するための脱酸剤として用いられている。

【み】

緑の少年隊

青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。

活動分野は、(1)森林・林業や自然への理解を深める学習活動、(2)緑の募金活動への協力など地域社会等への奉仕活動、(3)心身の健全な発育を図るレクリエーション活動と多岐にわたる。

【も】

木質バイオマス

木材からなる生物資源量。樹木の伐採や造材時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝など。植物は温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。

最近では、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。

モニタリング調査

監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視とも言われる。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表例。気候変動などによる生物構成種の推移、人間活動による生物への影響などを長期間にわたり調査することや、環境変化を受けやすい代表的な生物など特定の生物種(指標種)を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握するのもモニタリングの一つである。

【や】

山梨県環境保全審議会

環境の保全、鳥獣の保護及び狩猟、温泉に関する事項について調査審議を行う審議会。専門的な事項を審議するための部会として鳥獣部会、温泉部会、廃棄物部会、地球温暖化対策部会を設置している。

【ゆ】

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

ユネスコエコパーク

豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域のこと。生物多様性の保護を目的に、ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画（1971（昭和46）年に開始した、自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学的研究を行う政府間共同事業）の一環として1976（昭和51）年に開始された。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然を厳格に保護することを主目的とするのに対し、ユネスコエコパークは自然保護と地域の人々の生活（人間の干渉を含む生態系の保全と経済社会活動）とが両立した持続的な発展を目指している。

認定地域は、域内の自然の成り立ちや、そこに育まれた歴史文化に対する理解を深めるほか、地域づくりの担い手を育成することが期待されており、また、世界ネットワークの一員として、認定地域同士の学び合いを通じてさらに取組を進めることが求められる。

【よ】

容器包装リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルの促進を目的に、1995（平成7）年6月に制定された法律（正式名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）。消費者に容器包装ごみの分別排出、市町村に分別収集、製造者に容器包装ごみのリサイクルを義務付けている。2000（平成12）年度に全面改正されている。

【り】

リスクコミュニケーション

行政、事業者、国民、NGO等の関係する全ての者が、化学物質による環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、化学物質対策などについて、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築くため、対話を進めていくこと。環境リスクの削減を円滑に推進すると期待される。

【れ】

レッドデータブック

絶滅に類している動植物の種を記した資料集。IUCN（国際自然保護連合）がリストアップし、1966（昭和41）年から発行している。日本に関しては1989（平成元）年に出版された。本県でも2004（平成16）年度、県内の野生動植物に関するレッドデータブックを作成した。2018（平成30）年3月改訂。

【B】

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

【C】

COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

COP

条約における締約国会議（Conference of the Parties）の会議の通称。

【D】

DX

デジタル・トランスフォーメーションの略称。企業が、ビッグデータなどのデータとAIやIoTを始めとするデジタル技術を活用して、業務プロセスを改善していくだけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルそのものを変革するとともに、組織、企业文化、風土をも改革し、競争上の優位性を確立すること。

【F】

FSC森林管理認証

世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO（非政府組織）であるFSC（Forest Stewardship Council®、森林管理協議会）が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則70規準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。

【G】

G7

フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ（議長国順）のこと。G7サミットとして、7か国及びEU（欧州連合）の首脳が参加して、毎年国際会議が開催される。

GAP

Good Agricultural Practices（農業生産工程管理）の略称。農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

【I】

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称。世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988（昭和63）年に設立された政府間組織で、2021（令和3）年8月現在、195の国と地域が参加している。

IPCCの目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることであり、世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している。

ISO14001

国際標準化機構（International Standardization for Organization）が制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。PDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の低減を図る。

【N】

NPO

民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略で、「特定非営利活動促進法」の規定に基づき法人格を与えられた特定非営利法人。ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を行うことを目的としている。

【O】

OECM

自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域（Other Effective Area-based ConservationMeasures）のこと。企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になる。

【P】

P2Gシステム

Power to Gasシステムの略称。水の電気分解から水素を製造する技術。

PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

PRTR

化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）の略称。対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を事業者が自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。

【3】

30by30

2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標で、日本では、既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。

3R+Renewable

ごみの発生、排出を抑制するという廃棄物等の発生抑制（Reduce）、使えるものは繰り返し使うという製品や部品の再使用（Reuse）、再び資源として利用するという再生利用（Recycle）の3つの頭文字をとった3Rに加え、使い捨てプラスチックを紙やカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替（Renewable）を促進するもの。

【4】

4-t-オクチルフェノール

界面活性剤の原料、プラスチックの酸化防止剤、塩化ビニールの安定剤原料に使用されている。

4パー・ミル・イニシアチブ

世界の土壤表層の炭素量を年間4パー・ミル増加させることができれば、人間の経済活動などによって増加する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方で、農業分野から脱炭素社会の実現を目指す取組。「パー・ミル（‰）」とは「パーセント（%）」の10分の1の単位で、4パー・ミルは1000分の4、パーセント（%）では0.4%に相当する。

第3次山梨県環境基本計画
令和6（2024）年3月策定
発行 山梨県
甲府市丸の内1-6-1
<https://www.pref.yamanashi.jp>
編集 山梨県 環境・エネルギー部
環境・エネルギー政策課
電話 055-223-1631（直通）